

政務調査リポート

VOL. 29

- ◆総務環境委員会
- ◆防災福祉こども委員会
- ◆市民文教委員会
- ◆産業観光企業委員会
- ◆建設消防委員会



2025.3

鹿 児 島 市 議 会

目 次

ま え が き	3
○総務環境委員会	4
I AIを活用した滞納整理（東京都練馬区）	5
II 神奈川版ライドシェア「かなライド@みうら」（神奈川県三浦市）	10
○防災福祉子ども委員会	23
I ペット同室避難（愛知県犬山市）	24
II ひきこもり支援（東京都江戸川区）	34
○市民文教委員会	44
I 学力向上支援チーム事業（大阪府大阪市）	45
II ボランティアプラットフォーム事業（東京都江戸川区）	54
○産業観光企業委員会	58
I ドローンを活用した鳥獣対策（神奈川県秦野市）	59
II 金沢未来のまち創造館（石川県金沢市）	66
○建設消防委員会	74
I 空き家ワンストップ相談窓口構築事業（東京都八王子市）	75
II デイタイム救急隊の導入（宮城県仙台市）	84
政務調査レポート項目一覧	91

ま え が き

本市議会は、地方分権の進展や行政ニーズの多様化等を踏まえ、これまで議会機能の充実・強化など議会の活性化に鋭意取り組んできたところです。

この「政務調査レポート」はこうした状況を踏まえ、議員の皆様方の調査活動の一助となることを願い、多様な行政課題の中から事務局の政務調査課職員が各常任委員会の所管分野において、他自治体の先進的な取組事例を調査した資料です。

内容等については不明な点など多々あろうかと存じますが、議会活動の補助的資料として活用いただければ幸いに存じます。

今後ともさまざまな形で議員の皆様方にタイムリーな情報を提供できるよう一層努めてまいりたいと考えております。

最後に資料提供等に格別のご協力を賜りました関係各位に対し厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

鹿児島市議会事務局

総務環境委員会

No.	項 目	概 要	頁
I	<p>A I を活用した滞納整理 (東京都練馬区)</p> <p>人口：740,463人 事業開始：令和6年度</p>	<p>練馬区では、住民税及び国民健康保険料（以下「住民税等」という。）の収納率及び徴収額を向上させ、住民間の税負担の公平性を高めるため、富士通ジャパン株式会社と共同で、住民税等の滞納整理に2つのA I システムを活用する実証実験を行い、令和6年4月から運用を開始した。</p> <p>滞納者の財産調査業務へのA I 活用は全国初の取り組みであり、これにより滞納案件の調査先の決定や判断にかかる時間が大幅に短縮されるなど、職員ごとの業務効率の最適化が期待されている。</p>	5
II	<p>神奈川版ライドシェア 「かなライド@みうら」 (神奈川県三浦市)</p> <p>人口：40,961人 事業開始：令和6年度</p>	<p>三浦市では、バスの運行本数やタクシーの稼働台数が減少する夜間（午後7時～翌午前1時）に、市民の移動手段を確保するために、神奈川県と協力し、三浦市を実施主体として、地元のタクシー会社がドライバーの運行管理を担う独自のライドシェア「かなライド@みうら」の本格実施に向けて、令和6年4月から8カ月間にわたる実証実験を行った。</p> <p>令和6年12月の実証実験終了を前に、本格実施の具体的な仕組みについて検討が行われ、実証実験終了後は試行運行として運行を継続している。</p>	10

I AIを活用した滞納整理（東京都練馬区）

1 住民税及び国民健康保険料の収入状況

練馬区において、特別区税と特別区交付金は、合計で区の歳入全体の50%以上を占める重要な財源であり、令和5年度は、特別区税の収入済額の94.1%を特別区民税が占めている。

特別区民税の収入済額は毎年増加しており、4年度に比べて11億3,670万円（1.7%）の増加となった。収入率も上昇傾向にあるが、東京23区の収入率を比較すると、練馬区は全体の6位にランクダウンし、4年度の8位から低下した。

また、国民健康保険事業会計の歳入内訳を構成比順に見ると、令和5年度は都支出金が62.6%、国民健康保険料が25.6%で、合わせると全体の88.2%を占めている。歳入総額はこの5年間で1.4%の増加となったが、そのうち国民健康保険料は2.9%の減少を示している。

歳入全体に占める国民健康保険料の割合は、令和5年度はやや減少したが、収納率は毎年上昇しており、東京23区の収納率を比較すると、練馬区は3位である。

練馬区における特別区民税の収入済額・収入率（調定比）及び国民健康保険料の収納済額・収納率（調定比）の推移

（単位：千円、%）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	収入済額 (収納済額)	収入率 (収納率)	収入済額 (収納済額)	収入率 (収納率)	収入済額 (収納済額)	収入率 (収納率)	収入済額 (収納済額)	収入率 (収納率)
特別区民税	65,369,250	97.9	65,699,702	98.2	67,226,939	98.5	68,363,642	98.5
現年課税分	64,680,479	99.0	65,002,076	99.0	66,660,738	99.1	67,837,830	99.0
普通徴収	15,768,467	96.6	15,943,760	97.0	16,977,895	96.9	16,610,386	96.7
特別徴収	48,678,256	99.8	48,743,791	99.7	49,426,328	99.9	50,945,996	99.9
過年度分	233,756	84.6	314,525	86.2	256,515	85.3	281,448	80.1
滞納繰越分	688,771	48.7	697,627	56.7	566,201	58.1	525,813	60.2
国民健康保険料	16,901,238	83.8	17,174,043	87.3	16,993,893	88.5	16,732,277	89.1
現年分	15,731,211	91.5	16,173,288	93.4	16,169,629	93.6	15,986,432	93.7
滞納繰越分	1,170,027	39.4	1,000,755	42.4	824,264	43.1	745,844	43.5

※「令和5年度練馬区各会計歳入歳出決算審査意見書」を基に鹿児島市議会事務局で作成した。

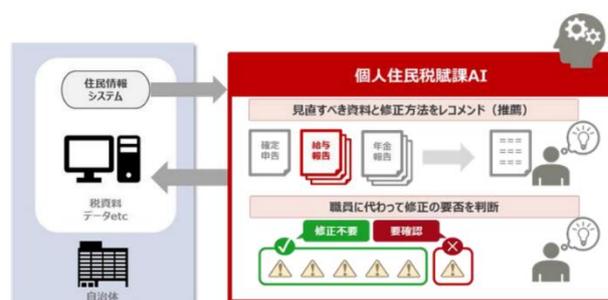
2 これまでの取り組み

(1) 住民税賦課業務（不整合リストの確認・修正等）へのAI導入

練馬区では、令和元年10月9日から富士通（株）と共同で、住民税賦課業務へのAI導入に向けた実証実験を行った。当時、練馬区は富士通（株）製のシステムを使用し、給与支払報告書や確定申告書などの資料の管理及び税額計算を行っていた。しかし、例年4月中旬にシステムが一斉に税額計算を行う際に出力される修正や確認が必要な不整合リストは7万件を超え、職員が手作業で確認・修正を行っていた。税額通知書の発送スケジュール

ルの関係から、7万件のうち約半数を2週間という短期間で処理する必要があり、豊富な知識や経験が求められたため、職員の負担が大きくなっていった。

そこで、ベテラン職員が中心となって行っていた確認・修正作業をAIに学習させ、修正内容の提案や処理不要判定を担わせることで作業時間を大幅に削減するとともに、ベテラン職員の知見を組織で共有し、問い合わせ対応などの区民サービス



「個人住民税賦課AI」を活用した
住民税賦課修正業務の効率化実証

サービスのさらなる向上を図るため、過去の事例を用いてAIの提案内容の妥当性を検証し、令和2年4月からは新年度データでの検証を実施した。

令和2年7月までの実証では、税額計算の際に発生する不整合リストについて、税額の修正や確認を行う業務をAIに提案させ、区の職員がその精度を検証し、処理時間を測定した結果、AIが提案した住民税額等の修正方法と職員の判断が98.4%の確率で一致し、処理時間はAIの提案がない場合の想定時間1,450時間に対して53.1%短縮され、680時間となった。

練馬区はこの実証の結果を踏まえ、費用対効果等を検証しながら業務の効率化に向けた検討をさらに進めることとし、令和2年8月から、同一の税務システムを使用している中央区を加えた3者による共同実証を行った。この3者による共同実証は、総務省の「自治体AI共同開発推進事業」※に採択され、住民税賦課AIの汎用化や自治体の規模に関わらずAI導入効果が得られることの実証、さらにはAI導入手順の標準化の検討が令和3年2月まで行われた。

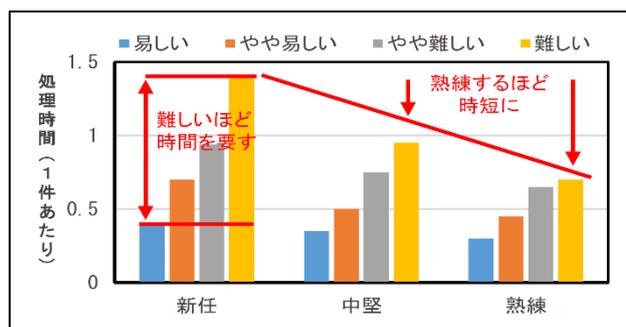
この共同実証の結果、両区において賦課修正作業に要する時間が50%以上削減される効果があったほか、時間外勤務や休日出勤の削減、ベテラン職員が若手職員に複雑なケースを教えることに、より多くの時間を割くことが可能になるなどの効果も見られた。

【自治体AI共同開発推進事業】

自治体が共同で利用できるクラウドAIサービスの導入に向けた標準仕様及び導入にあたっての留意点・手順を「自治体AI活用ガイドブック（仮称）」として確立し、全国の自治体におけるクラウドAIサービスの共同利用を推進するための事業。

(2) 住民税等の滞納整理業務

住民税及び国民健康保険料の滞納整理においては、滞納者の所得や資産の有無を見極めるために、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づくさまざまな財産調査が行われる。しかし、滞納者の過去の調査履歴を含む多岐にわたる情報を整理し、調査先を的確に絞るためには、ベ



習熟度・難易度別の業務所要時間のイメージ

テラン職員が持つノウハウの活用が不可欠である。

一方で、職員は3年から4年で異動することが多く、ベテラン人材の不足が課題となっていた。そのため練馬区は、マンパワーでは打開困難な課題について、人工知能による分析・思考を行うAIの機能に着目し、業務の一部をシステム化できないか富士通ジャパン(株)に提案して、ベテラン職員のノウハウをAIに学習させ、最適な調査先候補をAIが瞬時に提示するシステムを開発することとした。

このシステムの活用により、調査先の選定時間を大幅に短縮し、経験の浅い職員でもベテラン職員と同等の成果を得ることを目指した。また、富士通(株)が研究・開発した職員の習熟度に応じて滞納案件を振り分けるAIを用いた案件マッチング支援システムも活用し、職員が習熟度に適した案件を担当することで、収納業務全体の効率化と職員の対応力の底上げにつながるかについて検証した。

3 富士通ジャパン(株)との共同実証実験

(1) スケジュール

① 効果測定

令和5年3月27日から6月末

② 検証・考察

令和5年7月から9月末

(2) 共同実証実験に係る事業費

令和5年度以前の開発費用について、練馬区の負担はなし。

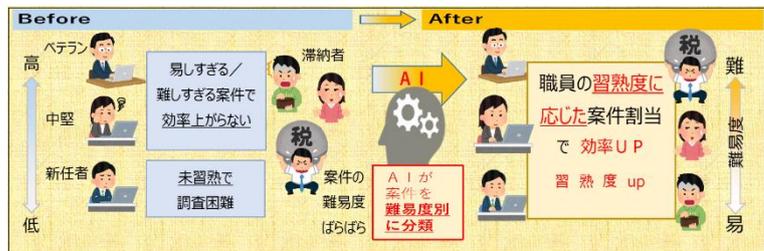
(3) 概要

① 共同実証実験Ⅰ

滞納者の所得や税務情報、過去の調査履歴などのデータに加え、ベテラン職員の財産調査の進め方をAIに繰り返し学習させ、調査先として選ぶべき金融機関や保険会社などの候補を提示する支援システムを開発する。

② 共同実証実験Ⅱ

過去の財産調査の作業記録に基づき、調査時間や作業工数の相関関係をAIに学習させ、案件の難易度と職員の習熟度をAIが推定する。その上で、職員の習熟度を考慮し、作業効率や負担を踏まえて案件の割り当て候補を提示するシステムを開発する。



「難易度別分類支援AI」の開発イメージ

(4) 期待される効果

① 共同実証実験Ⅰ

最適な調査先をピックアップすることで、調査先の選定時間を大幅に短縮できる。これにより、削減した業務時間を他の未納者への対応に充てることで、これまで以上に多くの案件に丁寧に対応できるようになることが期待される。

② 共同実証実験Ⅱ

過去の財産調査の作業記録をAIに学習させ、難易度を推定することで、職員の習熟度の向上に合わせて、徐々に難易度の高い案件を振り分けることが可能となる。これにより、適切な人材育成や業務全体の効率化が期待される。

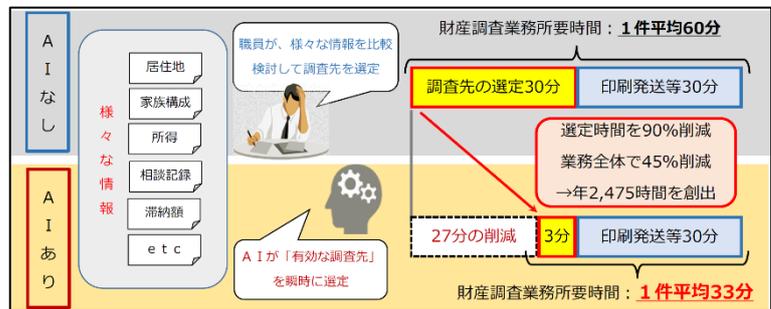
4 「未納対策支援AI」の主な機能及び導入効果

練馬区は、令和6年4月1日から、富士通ジャパン（株）と共同で開発した、「財産調査支援AI（財産調査先候補の最適化システム）」及び「難易度別分類支援AI（案件の難易度と職員の習熟度のマッチングシステム）」の2つのシステムで構成された「未納対策支援AI」の運用を開始した。これは全国初となる取り組みである。

(1) 財産調査支援AI（財産調査先候補の最適化システム）

滞納者の住基情報（住所・年齢等）や税務情報（給与所得・営業所得等）、滞納情報（財産調査履歴・処分履歴等）などのデータに加え、ベテラン職員の財産調査の進め方をAIに繰り返し学習させ、財産調査先として選ぶべき金融機関や保険会社などの候補を瞬時に提示する支援システム。

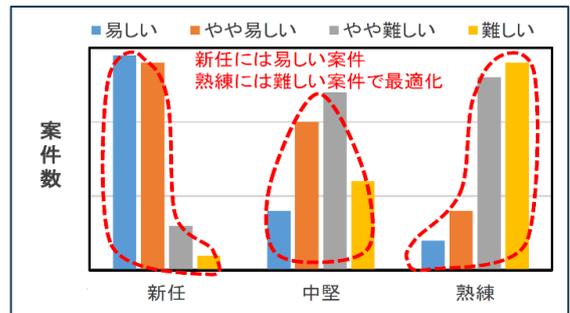
このシステムの活用により、従来は1件当たり平均30分程度かかっていた調査先の選定に要する時間が、約3分に大幅に短縮され、また、経験の浅い職員でもベテランと同等の成果が得られるようになった。



「財産調査支援AI」の活用による業務所要時間短縮のイメージ

(2) 難易度別分類支援AI（案件の難易度と職員の習熟度のマッチングシステム）

過去の財産調査の作業記録に基づいて、職員が調査に要した時間や作業工数の相関関係をAIに学習させ、案件の難易度（4段階）と職員の習熟度（3段階）を測定する。その結果に基づき、職員の習熟度から作業効率や負担を考慮し、担当案件の割り当て候補を提示するシステム。このシステムにより、職員



「難易度別分類支援AI」の活用による案件割り当てのイメージ

の習熟度に応じた指導や助言が行いやすくなり、適正な人材育成への活用や業務全体の効率化が可能となった。

(3) 自立支援への活用

「未納対策支援A I」の活用により、これまで以上にきめ細かく未納者の生活実態を把握することができるようになる。これにより、財産がある者には、徴収の強化を図り、低所得や多重債務などで生活困窮がうかがえる者には、速やかに福祉部署と連携し、早い段階で支援を開始することで、生活再建へつなげることを目指している。

5 成果及び今後の課題

令和6年4月からの導入であり、決算等を含め、現時点では数値としての成果は示されていないが、練馬区としては一定の成果が上がっていると評価している。

また、練馬区以外の自治体においても活用が期待できる「練馬区モデル」としての普及啓発が今後の課題であると捉えており、「未納対策支援A I」が普及することにより、さらなる精度向上が図られると期待している。

【参考資料等】

練馬区提供資料

練馬区ホームページ

富士通ジャパン（株）ホームページ

総務省ホームページ

II 神奈川版ライドシェア「かなライド@みうら」(神奈川県三浦市)

1 事業実施の背景

(1) 三浦市の概要

三浦市は三浦半島の南部に位置し、令和6年4月1日現在の人口は40,961人で、平成6年の54,350人をピークに、年々減少傾向にある。面積は32.05km²で、このうち約7.7km²の市街化区域が京急久里浜線の三浦海岸駅・三崎口駅周辺や、市南西部の市役所、三崎・城ヶ島周辺に広がっている。

令和元年までは年間600万人以上の観光客数が訪れていたが、コロナ禍の令和2年以降は年間420万人程度にとどまっている。令和5年の主な観光地の入込観光客数は、三崎漁港や県立城ヶ島公園がある三崎・城ヶ島で約306万人、三浦海岸海水浴場や河津桜の並木道がある三浦海岸で約120万人となっている。



(2) 交通手段分担率

平成30年の「東京都市圏パーソントリップ調査」(東京都市圏交通計画協議会)によると、三浦市の交通手段分担率^{*}は、県全体と比較して自動車の分担率が高くなっており、三浦市を出発する自動車交通の多くが市内で移動している。

【交通手段分担率】

ある交通手段のトリップ^{*}数の全交通手段のトリップ数に占める割合を指す。交通手段分担率の増加と交通量の増加は必ずしも同義ではない。

^{*} トリップ：人がある目的を持って、ある地点から別の地点へと移動する単位。1回の移動で複数の交通手段を乗り換えても1トリップと数える。

(3) 公共交通の現況

① 鉄道

三浦市には、京急久里浜線の終点である三崎口駅と三浦海岸駅の2つの鉄道駅があり、品川駅まで約70分、横浜駅まで約50分でアクセス可能である。三崎口駅より南に位置する三崎地区は、三浦市で最も人口の多いエリアだが、同地区への移動にはバスやタクシーを利用する必要がある。また、南下浦地区や初声地区についても、2つの鉄道駅からの移動にバスやタクシーが必要なエリアが多く存在する。

② 路線バス

三浦市で路線バスを運行している京浜急行バス株式会社は、三崎口駅及び三浦海岸駅から幹線道路を中心に、三崎港方面や横須賀方面への定期路線を展開している。朝の時間帯には全ての路線が運行されており、多い路線では上下線合わせて1時間に20本以上運行されている。しかし、夜間には運行本数が約半減し、運行を終了する路線も存在する。

午後10時以降、各駅から下り方面（三崎地区）への運行はあるが、上り方面は午後11時1分（三崎東岡発）の最終バスのみとなる。このため、一部地域の移動手段はタクシーに限られる状況にある。

③ タクシー

三浦市は、横浜市、川崎市、横須賀市と同じ京浜交通圏に属している。市内には営業所を持つ法人タクシー事業者が2社あり、車両数は合計35台で、両事業者とも市内全域に配車を行っている。1社は令和4年の夏頃までは三崎^{しもまち}下町地区を中心に翌午前1時まで運行していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による乗客数の減少や運転手不足の影響により、現在は午後7時以降の運行を取りやめている。もう1社は夜間も午前2時まで運行しているが、駅からの乗客の交通手段の確保を優先して運行している。



なお、令和4年の神奈川県のタクシーの車両数及び運転者数は、平成27年と比較して、車両数が11%減少（12,280台→10,877台）、運転者数は27%減少（22,467人→16,320人）している。車両数に対して運転者数がより多く減少しており、車両があっても配車できない状況が続いている。

(4) 運転免許保有等の状況

三浦市の16歳以上の人口に対する運転免許保有率（令和2～4年）は約70%で、ほぼ横ばいで推移しているものの、全国平均の約75%よりも低い状況にある。また、三浦市内の高齢化率（令和5年）は41.6%であり、県平均の25.8%や全国平均の29.0%を大きく上回っている。

このような状況を踏まえると、三浦市においては、公共交通機関による移動に頼らざるを得ない市民の割合が全国平均よりも高いと考えられる。

(5) 自家用有償旅客運送の必要性

三浦市においては、夜間に市内全域が交通空白地となっていたが、バスやタクシーの増便や運行時間の延長は難しい状況にあった。このような中、神奈川県では県内の観光地におけるタクシー不足を解消するため、タクシー事業者が運行管理などを行い、時間帯や地

域を限定して一般ドライバーが自家用車を使用して有償で旅客を運送する「神奈川版ライドシェア」（以下「かなライド」という。）の検討が進められていた。

三浦市内での導入を実現するためには、夜間のタクシー需要を把握することが重要であり、そのためには、市が実施主体となって自家用有償旅客運送制度を活用した実証実験を行い、需要や運用面での課題を検証する必要があると考えた。

2 「かなライド」の事業概要

(1) 「かなライド」の仕組み

「かなライド」は、一般的に海外で行われているライドシェアとは異なり、タクシー事業者が運行管理を行い、利用者等の安全確保を図るとともに、タクシーが不足する時間帯や地域に限定することで、既存のタクシー利用事業に影響を与えない仕組みとなっている。

(2) 法的根拠

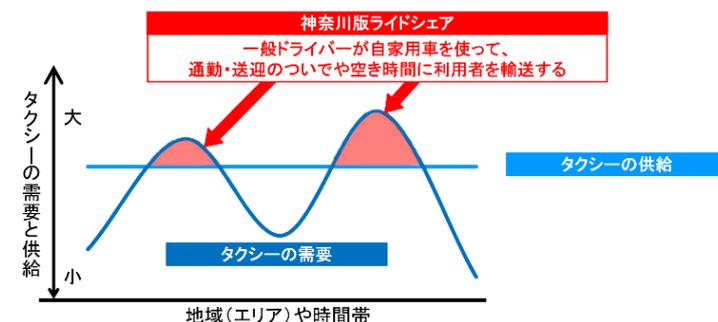
道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第78条第2号の「自家用有償旅客運送制度」、または令和6年4月に創設された同条第3号の「自家用車活用事業」に基づく。

	道路運送法第78条第2号 公共ライドシェア (自家用有償旅客運送制度)	道路運送法第78条第3号 日本版ライドシェア (自家用車活用事業)
実施主体	市町村・NPOなど	タクシー事業者
運行エリア・時間	地域公共交通会議で決定	自治体から申し出 事業者から申し出
ドライバーの契約形態	委託または雇用	雇用が前提
運賃	タクシーの8割が目安 (実費の範囲内)	タクシーと同額
事例	主に地方部や観光地など	主に都市部



(3) 「かなライド」の特徴

「かなライド」は、タクシー事業者だけでは対応が困難なタクシー需要の変動に対して、一般ドライバーが自家用車を使って通勤や送迎のついで、または空き時間に地域住民や観光客などの利用者を有償で輸送する仕組みである。タクシー事業者はアプリを利用し



Kanagawa Prefectural Government

て、一般ドライバーと利用者をマッチングさせるとともに、車両の運行管理や整備管理、一般ドライバーの面接・登録・教育などを行っている。また、使用する自家用車の認定や点検を実施することで、安全性を確保した運行が行われている。

① 安全運行のための設備

「かなライド」の車両には、安全・安心な運行のために、「車外表示灯」、「車外表示シート」、「ドライブレコーダー」及び「車内カメラ」が設置されており、タクシーと同様に車内の状況をリアルタイムで確認できる体制が整備されている。



② ドライバー教育

国土交通大臣認定講習やタクシー事業者による事前研修を実施しているほか、現役のタクシー運転手が同乗し、実際に公道を走る講義も行っている。また、タクシー事業者は定期的にドライバーの研修を実施している。



③ タクシー事業者による運行管理

タクシー事業者は、これまでに蓄積してきたノウハウを活かし、ドライバーへの遠隔点呼や運行状況の確認などの運行管理を行うことで、安全・安心な運行を実現している。ドライバーは運行開始前に必ず、遠隔でアルコールチェックや体温、体調の確認を受け、タクシー事業者から問題がないと判断された場合にのみ運行している。



④ 利用料金の事前確定及びキャッシュレス決済

利用料金は事前に確定しており、キャッシュレス決済を採用しているため、車内での現金のやり取りは発生しない。

3 「神奈川版ライドシェア検討会議」と「三浦市地域公共交通会議」

(1) 神奈川版ライドシェア検討会議

神奈川県では、県内の一部観光地でタクシー不足を指摘する声が上がっていた。このため、タクシー不足やその他の課題を抱える地域において、タクシー事業者の協力を得つつ、一般ドライバーが自家用車を使って有償で乗客を運ぶなど、さまざまな選択肢を視野に入れた検討を行うこととなった。

令和5年度に設置した「神奈川版ライドシェア検討会議」（以下「県検討会議」という。）では、夜間の時間帯に交通空白が生じている三浦市域において検討を進め、県内各市町村や地元タクシー事業者の意向に応じて、他の地域でも検討を行うこととした。

「神奈川版ライドシェア検討会議」参画メンバー

区 分	所 属 ・ 職
三 浦 市	政策部長
事業関係者	芙蓉交通株式会社 代表取締役 京急三崎タクシー株式会社 常務取締役 一般社団法人神奈川県タクシー協会 専務理事
神 奈 川 県	政策局長、県土整備局長、政策局 自治振興部長 県土整備局 都市部長、県土整備局 特定交通政策担当部長 国際文化観光局 観光課長 産業労働局 産業部 ベンチャー支援担当課長 産業労働局 労働部 雇用労政課長 横須賀三浦地域県政総合センター 企画調整部長
国（国土交通省）	関東運輸局 自動車交通部長
事 務 局	県政策局 自治振興部 地域政策課長 県土整備局 都市部 交通政策課長

(2) 三浦市地域公共交通会議

三浦市では、県検討会議の検討結果を踏まえ、法の規定に基づいて地域の需要に応じた、住民の生活に必要な交通手段を確保し、旅客の利便性の増進を図るために必要な事項を協議する「三浦市地域公共交通会議」（以下「市交通会議」という。）を設置した。

「三浦市地域公共交通会議」委員

区 分	所 属 ・ 職
タクシー事業者	有限会社いづみタクシー 代表取締役
タクシー事業者	京急三崎タクシー株式会社 常務取締役
タクシー事業者団体	一般社団法人神奈川県タクシー協会 専務理事
バス事業者	京浜急行バス株式会社 事業統括部 業務統括課長
バス事業者団体	一般社団法人神奈川県バス協会 専務理事
労働団体	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 幹事
特定非営利活動法人 (自家用有償旅客運送者)	特定非営利活動法人「歩」 理事長
市民代表	三浦商工会議所 専務理事
学識経験者	日本大学理工学部 教授
国（国土交通省）	関東運輸局 神奈川支局 首席運輸企画専門官
神 奈 川 県	県土整備局 都市部 交通政策課 副課長
警 察	神奈川県警察 三崎警察署 交通課長
三 浦 市	政策部長

(3) 県検討会議及び市交通会議の開催状況等

年	月	日	会議名等	主な議題（○）・主な動き（●）	
5	10	20	県検討会議 （第1回）	○県内のタクシーの状況や市の概要、公共交通の状況等について（事務局説明） ○市域のタクシーの現状や課題（三浦市、タクシー事業者説明） ○課題解決に向けて ▶「神奈川版ライドシェア（案）」について（事務局説明） ▶「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」について（関東運輸局説明）	
		11	20	県検討会議 （第2回）	○神奈川版ライドシェア（案）について（事務局説明、質疑応答及び協議）
6	2	1	県検討会議 （第3回）	○神奈川版ライドシェアの三浦市域における実証実験（案）について（事務局説明及び協議）	
		16	市交通会議 （第1回）	○自家用有償旅客運送の必要性について（事務局市説明及び確認） ○三浦市域における神奈川版ライドシェアの実証実験（案）について（県・事務局説明、協議及び確認）	
	3	26	市交通会議 （第2回）	○自家用有償旅客運送登録申請について（事務局説明、協議及び議決（可決））	
			市交通会議	●国土交通省（関東運輸局神奈川運輸支局）に「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」※を提出 ※一般乗合旅客自動車運送事業や自家用有償旅客運送において、一定の事項について地域公共交通会議等で協議が調った場合、道路運送法の審査の特例を受けることができる。	
		19	県検討会議 （第4回）	○三浦市域における実証実験の実施状況について（書面開催により事務局報告）	
	4	17	三浦市	●三浦市域における実証実験開始	
	8	21	市交通会議 （第3回）	○三浦市域における実証実験の実施状況について（事務局報告、質疑応答及び協議）	
	11	11	11	県検討会議 （第5回）	○三浦市域における実証実験の実施状況及び今後の対応について（事務局報告・説明、質疑応答及び協議）
			23	三浦市 神奈川県	●国土交通省及び内閣府に対し、「道路運送法第78条第3号による自家用車活用事業について、行政が関与した実証実験により、指揮監督がなくても安全に移動の足の確保が図られていることが確認できた地域においては、ドライバーとの契約形態が業務委託であっても許可を行うこと」とする「要望書」を提出
		5	5	市交通会議 （第4回）	○三浦市域における神奈川版ライドシェア実証実験の実施状況及び今後の対応について（事務局報告・説明、質疑応答及び協議）
			22	県検討会議 （第6回）	○三浦市域における神奈川版ライドシェアの本格実施について（事務局説明、協議及び確認）
	28	市交通会議 （第5回）	○三浦市域における神奈川版ライドシェアの本格実施について（事務局説明、協議及び議決（「本格実施」を承認））		
12	10	市交通会議 （第6回）	○三浦市域における神奈川版ライドシェアの試行運行について（書面開催により議決（「本格実施」を「試行運行」とすることを承認））		
7	1	31	県検討会議 （第7回）	○三浦市域における実証実験の総括について（書面開催により事務局報告）	

4 実証実験

(1) 概要

項目	概要
実施期間	令和6年4月17日から12月16日まで（244日間） ※当初予定していた期間（10月31日までの198日間）を延長
実施主体	三浦市
根拠法令	道路運送法第78条第2号（自家用有償旅客運送制度）
協力事業者	芙蓉交通株式会社 ※令和6年6月30日に(有)いづみタクシーと経営統合 京急三崎タクシー株式会社
保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と契約 ※同社の自家用有償旅客運送に対応する既存の保険商品 ※対人対物無制限（対物超過修理費用補償特約付き）、ドライバー加入の任意保険に優先して補償、車両保険・人身傷害保険は対象外
出発地	三浦市内 ※着地の制限はなし
時間帯	毎日午後7時から翌午前1時まで
利用者	制限なし ※「GO」アプリへの登録が必要
ドライバー及び車両	20歳以上70歳未満の三浦市在住者及び在勤者※ ¹ の自家用車※ ² ※ ¹ ：過去2年以内に免許停止処分を受けていないこと、週2日以上勤務できること ※ ² ：家族が所有する車両でも可
車両台数	14台
利用料金	タクシーの事前確定運賃と同額 ※「GO」アプリ内での事前決済
ドライバーとの契約形態	委託契約
ドライバー報酬	歩合（利用料金の約5割）

(2) 予算額内訳

（単位：千円）

歳入		歳出	
利用料※	2,000	運行管理等業務委託料	22,000
県負担金	20,000	ドライバー報酬 （業務委託料）	2,000
市一般財源	3,000	保険料	1,000
合計	25,000	合計	25,000

※ 利用料（全体で4,000千円）は県・市で案分し、それぞれの収入とした。

(3) 実証実験に関する主な動き

年	月	日	主 な 動 き
6	2	13	●ドライバーの募集（1次）開始（3月13日まで） ※応募者25名
	3	21	●応募者への面接及び車両の確認（3月27日まで） ※応募者25名中15名
		26	●国土交通省（関東運輸局神奈川運輸支局）に「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」※を提出 ※一般乗合旅客自動車運送事業や自家用有償旅客運送において、一定の事項について地域公共交通会議等で協議が調った場合、道路運送法の審査の特例を受けることができる。（再掲）
		28	●応募者への合否通知 ※14名（1名は通知前に辞退） ※当初は12名と契約し、追加で募集した契約した。その後、3名との契約を解消し、最終的に14名となった。
	4	5	●ドライバーの大臣認定講習実施（4月7日まで）
		10	●タクシー事業者によるドライバー講習開始
		16	●自家用有償旅客運送者登録完了
		17	●実証実験開始
		26	●ドライバーの募集（2次）開始
	5	10	●アプリの改良：ライドシェアの利用に必要な「目的地の入力」や「キャッシュレス決済」の操作を必須とするもの
		12	●アプリの改良：ライドシェア車両をアプリの配車依頼の対象とするもの
		17	●利用者向けアンケート実施（12月16日まで）
	6	13	●ドライバーの募集（3次）開始
		17	●一般向けアンケート実施（12月16日まで）
	7	—	●ドライバー向けアンケート（1回目）実施
		16	●アプリの改良：経路地が発生した場合、降車時にドライバーによる運賃の再計算を可能とするもの
	10	中旬	●ドライバー向けアンケート（2回目）実施
	12	16	●実証実験終了

(4) タクシー事業者への委託内容

- ① 運行管理：シフト管理、点呼、乗務記録等作成、事故・苦情への対応など
- ② 整備管理：初回及び6か月点検、日常点検の指導など
- ③ 研修の実施：大臣認定講習の開催、運行開始前研修、毎月研修
- ④ 車載設備の設置：ドライブレコーダー・車内カメラ、アルコールチェッカー、体温計など
- ⑤ 配車管理：「GO」アプリによる配車
- ⑥ 各種報告書作成等：日報、実績報告、運転者報酬の算定、運営会議への出席など

(5) 利用実績

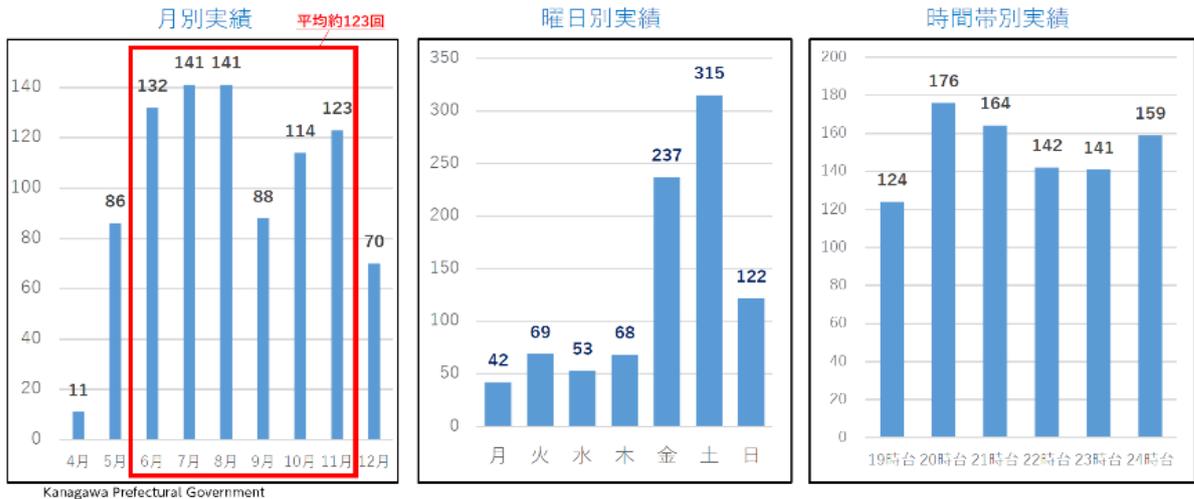
令和6年4月17日から12月16日までの244日間で、延べ555台（1日平均2.3台）が稼働し、合計906回（1日平均3.7回）の利用があった。主な乗車地は市南部の三崎港周辺で、京急久里浜線三崎口駅を目的地とする利用が多く見られた。

なお、この期間中、事故やトラブルは発生しなかった。

① 利用状況

令和6年6月から11月までの利用回数は、月平均約123回（1日平均4.0回）となった。曜日別では金曜日と土曜日の利用が多かったものの、平日も一定程度利用されていた。

また、時間帯別では午後8時から9時台を中心に、幅広く利用されていた。



実証実験期間中の利用実績（月別、曜日別、時間帯別）

② 配車マッチング率

配車マッチング率は、「かなライド」が稼働していなかった前年同期と比較すると、約20ポイント向上した。

「GO」アプリによる配車マッチング率*

(単位：回、%、ポイント)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計	
配車依頼回数 (A)	210	359	296	430	398	247	262	106	2,308	
実車回数 (B)	150	277	239	331	293	200	212	91	1,793	
内訳	ライドシェア	11	86	132	141	141	88	114	54	767
	タクシー	139	191	107	190	152	112	98	37	1,026
マッチング率 (C=B/A)	71.4	77.2	80.7	77.0	73.6	80.6	80.9	85.8	77.7	
前年のマッチング率 (D)	58.5	56.4	56.8	56.2	61.4	60.9	60.5	59.6	58.8	
比較増減 (C-D)	+12.9	+20.8	+23.9	+20.8	+12.2	+19.7	+20.4	+26.2	+18.9	

※ 利用者が「GO」アプリを使用してタクシー、ライドシェアに乗ろうとした回数(配車依頼回数)に対する実車回数の割合。

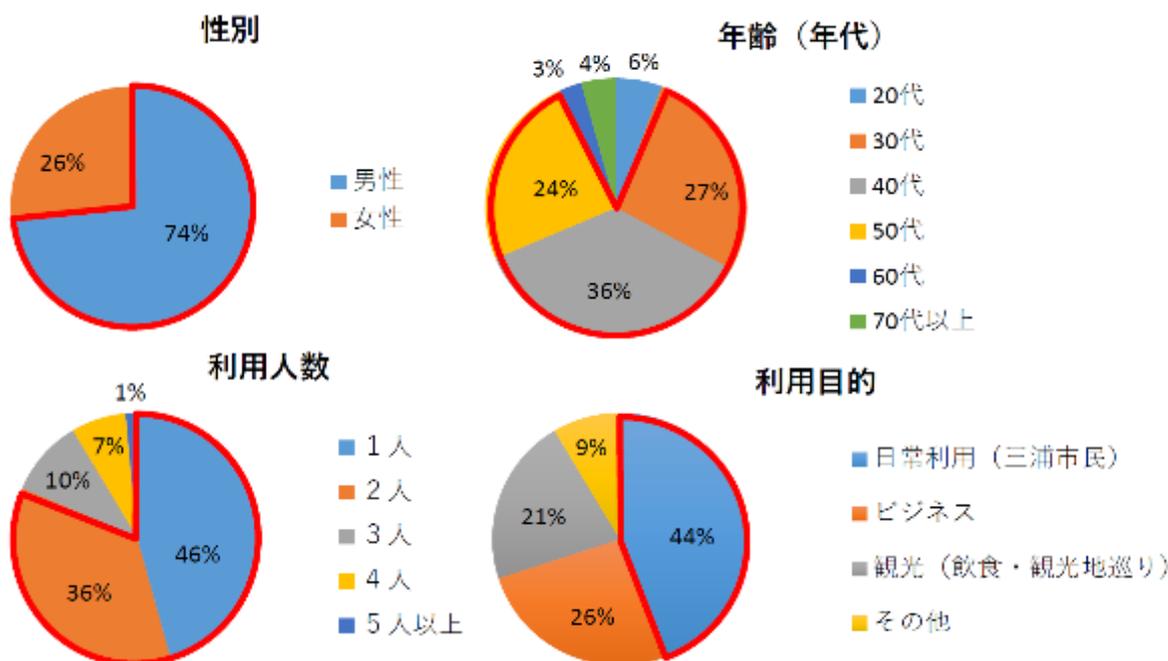
(6) 意見聴取（アンケート調査）

神奈川県は、「かなライド」の需要や運用面での課題を把握し、効果の分析及び検証に活用するため、利用者やドライバー等への意見聴取（アンケート調査）を実施した。

① 一般向けアンケート（n=298）

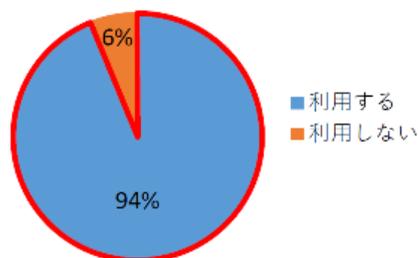
「かなライド」について、回答者（70%が三浦市民）の約90%が「知っている」と回答した。一方、利用の意向については「利用したいとは思わない」との回答が約50%を占め、その理由として、「ライドシェアの安全性に懸念がある」といった意見が多く挙げられた。

② 利用者向けアンケート（n=102）



かなライドを利用した感想(複数回答可)

今後のかなライドの利用意向



項目	回答数
GOアプリで簡単に配車できて、便利だった	63件
目的地を口頭で伝える必要がなく、乗降車がスムーズだった	30件
乗車前に目的地までの料金が確定していることがよかった	24件
「かなライド」車両の到着が分かりづらかった	3件
目的地までのルートは、自分が想定しているものではなかった	1件
ドライバーの運転技術(運転が荒い等)に問題があった	1件
車内(臭い・汚れ等)に問題があった	1件

利用者向けアンケートの調査結果

利用者の性別は「男性」が74%を占めており、年齢層では「30歳代」「40歳代」「50歳代」が合わせて87%に達していた。また、利用の形態に関しては「1人」または「2人」での利用が82%を占めていた。

利用目的については、「三浦市民による日常利用」が約40%を占め、さらに利用意向に関する回答では「(今後も)利用する」という意見が90%を超えていた。また、「かなライド」を利用した感想も肯定的なものが多いという結果が得られた。

さらに、利用料金に関しても、「タクシーと同額で良い」との回答が90%を超えた。

③ ドライバー向けアンケート

ア. 第1回 (n=7)

「かなライド」のドライバーへの応募動機について、多くのドライバーが「三崎港周辺の地域活性化やお客さまの交通手段、三浦市全体の経済の活性化をお手伝いできればと思い応募した」「三浦市に貢献できると感じた」といった地域貢献の気持ちを持っていることが分かった。

また、仕事の内容についても、半数以上が「満足」または「やや満足」と回答しており、満足度が高いことがうかがえた。一方で、「配車が無い日でも『待機時間=拘束時間』だと思うので、拘束時間の保証が欲しい」という意見も寄せられた。

イ. 第2回 (n=10)

今後の継続意向について、10名中8名のドライバーが、「今後もドライバーを続ける」と回答した。また、ドライバーの多くが自宅などでの待機に対する手当の支給を望んでいることも明らかになった。

5 事業スキームの検討及び採算性の検証

(1) 事業スキームの検討

実証実験において、事故やトラブルがなく、さらに配車マッチング率が20ポイント近く向上するなど、一定のニーズが確認されたことから、三浦市としては「かなライド」がタクシー事業を補完し、タクシー不足の解消に有効な手段であると評価した。

また、採算性やドライバーの確保という観点から、小規模な自治体がライドシェアを継続して実施していくためには、法第78条第3号による自家用車活用事業として、ドライバーと委託契約を締結する形態（以下「第3号の委託」という。）での運行が適当であると考えた。

このため、実証実験後については、実証実験時の運行時間を基本として、第3号の委託による本格実施を目指したいと考えた。

しかしながら、第3号の委託については、国の許可基準を満たせない状況であったため、令和6年10月23日に法を所管する国土交通省及び規制改革を所管する内閣府に対し、「道路運送法第78条第3号による自家用車活用事業について、行政が関与した実証実験により、指揮監督がなくても安全に移動の足の確保が図られていることが確認できた地域においては、ドライバーとの契約形態が業務委託であっても許可を行うこと」とする要望書を提出した。

これに対して、国土交通省から「第3号の委託は認められない」との回答を得たため、まずは法第78条第2号による自家用有償旅客運送制度としてドライバーと委託契約を締結する形態（以下「第2号の委託」という。）による本格実施に移行したいと考えた。

(2) 採算性の検証

本格実施に向けた事業スキームの検討にあたり、神奈川県は令和6年10月までの実績を基に、第2号の委託で運行する場合の収支について試算を行い、採算性を検証した。

【試算の条件】

- 運行日時：毎日午後7時から翌午前1時まで
- 想定実車回数：日曜日から木曜日は各2回、金曜日及び土曜日は各10回
- 1回あたりの平均利用料金：3,500円

検証の結果、年間約550万円の収入が見込まれる一方、支出については車両整備費、車載設備レンタル料、運行管理アプリ利用料、保険料、ドライバーの報酬のほか、実証実験時には計上していなかった運行管理費（タクシー事業者がタクシー業務と一体的に実施するための経費）や、ドライバーからの意見を踏まえて計上したシフト手当などを加えた年間約670万円の支出が見込まれ、年間約120万円の赤字が予想された。

法的根拠等	実施主体	ドライバーの契約形態	採算性
法第78条第2号 公共ライドシェア	三浦市 (運行管理はタクシー事業者)	委託契約	年間約120万円の赤字

(3) 「本格実施」から「試行運行」へ

これらの結果を踏まえ、三浦市としては、夜間のタクシー不足問題（地域の移動の足の確保）に対応するため、不足する120万円を市が負担し、第2号の委託による「本格実施」に移行したいと考え、市交通会議に諮り承認を得た。

これに対し、市議会総務経済常任委員会における予算審議では、「平日の状況からすると毎日稼働する意義が感じられず、土日のみの稼働で賄えるのではないか」「現状では本格実施をするまでの成果が出ていない。（予算を伴うことに）市民の納得が得られないのではないか」といった指摘や、「検証を継続すべき」との意見も示された。三浦市は、地域の交通手段の確保は行政の責任であり、今後利用率を上げて市費を投じなくても運用できるようにすることが最大の課題であるとし、令和6年度いっぱい市が実施主体となり、実証実験と同様の手法で「試行運行」を継続し、その期間中に必要な見直しを検討することとした。

6 試行運行

三浦市では、バスの運行本数やタクシーの稼働台数が減少する夜間時間帯に、市民が安心して移動できる手段を確保するために、「かなライド」の採算性や運行日などを引き続き検証する試行運行を実施している。

(1) 概要

項目	実証実験	試行運行
実施期間	令和6年4月17日から 令和6年12月16日まで	令和6年12月17日から 令和7年3月31日まで
実施主体	三浦市	
根拠法令	道路運送法第78条第2号（自家用有償旅客運送）	
協力事業者	芙蓉交通株式会社 京急三崎タクシー株式会社	京急三崎タクシー株式会社
出発地・時間帯	三浦市内・毎日午後7時から翌午前1時	
ドライバー・車両	三浦市在住者及び在勤者の自家用車	
車両台数	14台	10台程度
利用料金	タクシーの事前確定運賃と同額 ※「GO」アプリ内での事前決済	
ドライバーとの契約形態	委託契約	
ドライバーの報酬	歩合（利用料金の約50%）	歩合+シフト手当（1シフト400円）

(2) 利用料金

タクシーの事前確定運賃と同額で、事前に確定した料金が適用される。なお、支払いはキャッシュレス決済のみとなっている。

項目	金額・係数
初乗運賃（1.091キロメートルまで）	500円
加算運賃（239メートルまでを増すごとに）	100円
平準化係数（事前確定運賃とするため、時間制運賃に代わる係数）	1.23
深夜割増（午後10時以降）	2割増
迎車回送料金	500円

7 今後の課題

今後は、試行運行の利用状況をさらに検証するとともに、市民や市内飲食店事業者等の意見の把握や周知・広報に努め、利用状況の向上に努める必要がある。

また、取り組みを継続していくためには、県補助金等の財源確保が必要であると考えている。

【参考資料等】

三浦市提供資料

三浦市ホームページ

防災福祉こども委員会

No.	項 目	概 要	頁
I	ペット同室避難 (愛知県犬山市) 人口：72,290人 事業開始：令和4年度	愛知県犬山市は、令和4年12月から市内3カ所の避難所でペット同室避難を開始した。5年1月にはペット同室避難・避難所開設訓練が行われ、避難所の開設から受け付け、同室避難スペースの設営、閉鎖を行った。訓練には犬・猫などのペットとその飼い主などが参加し、訓練後の参加者の振り返りを今後の避難所運営に生かしていく。	24
II	ひきこもり支援 (東京都江戸川区) 人口：689,477人 事業開始：令和元年度	東京都江戸川区では、令和元年からインターネットなどで、ひきこもり状態にある方への調査を実施。2年度にはひきこもり相談窓口を開設したほか、居場所づくりや、講演会の実施など、区、関係機関、地域等がつながり続ける仕組みを構築。5年度には「ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例」を制定、6年度からは区LINE公式アカウントから相談できるようになった。	34

I ペット同室避難（愛知県犬山市）

1 事業概要

令和4年12月1日より、市内の33カ所の指定避難所のうち、下記3施設をペットと同室で過ごせる避難所と位置づけ、避難時の室内へのペット受け入れを可能としている。

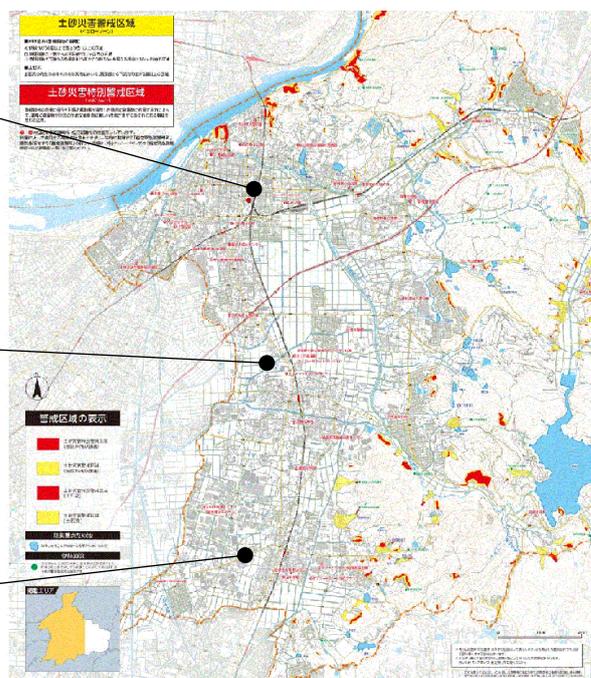
- ・犬山市民交流センター（フロイデ）



- ・犬山市体育館（エナジーサポートアリーナ）



- ・楽田ふれあいセンター



(1) ペットとの避難について

① 同行避難

ペットと共に移動を伴う避難行動をすること

※ 必ずしも「避難所を目指した避難行動」ではない。災害の状況などを踏まえて『避難所以外への避難（分散避難）』の選択肢を備える必要がある。

② 同伴避難

被災者が避難所でペットを飼養管理する状態のことをいい、主に次の4つの状態がある。

1	避難所施設内同居 (同室避難)	ペットを連れていない避難者と、ペットを連れてきた避難者が住み分けをした上で、避難所施設内で飼い主とペットが同居する。 (例：A会議室=人+ペットのスペース、B会議室=人用スペース)
2	避難所施設内別居	避難者とペットの居住場所を分け、避難所施設内にペット飼育場を指定し、飼育する。飼い主とペットの同居は不可。 (例：A会議室=人用スペース、B会議室=ペット用スペース)
3	避難所敷地内同居	避難者が生活する主たる施設とは別に、避難所敷地内に飼い主とペットが同居できる避難場所を指定し、ペットを飼育する。 (例：避難所の駐車場やグラウンドなどでの車中泊やテントでの避難)
4	避難所敷地内別居	避難者の生活場所とは別に、避難所敷地内にペット飼育場所を設置し、飼育する。 (例：車庫、自転車置き場、軒下、ピロティ 等)

避難所施設内同居（同室避難）



避難所施設内別居・避難所敷地内別居



(2) 導入の経緯

- 平成26年 ペット同行避難について一般質問を受ける
 ⇒ペットの避難所施設内への入室は原則禁止
 ※ 同伴避難（敷地内同居）は可能、車中泊避難等を推奨
- 平成27年（9月） 犬山市出身の絵本作家・うさ氏がペットの同室避難を提言
 （平成27年9月13日 中日新聞「ペットと一緒にの避難所を」）
- 令和3年 前市長の指示によりペット避難に関する具体的な検討を開始
- 令和4年（8月） 前市長の指示により同室避難を検討
 同室避難可能な避難所を選定（4カ所）
- 令和4年（10月） 同室避難が可能な避難所の決定（3カ所）
- 令和4年（12月） 運用開始

(3) 避難想定数

・ 犬山市民交流センター（フロイデ）	10組
・ 犬山市体育館（エナジーサポートアリーナ）	20組
・ 楽田ふれあいセンター	5組
	計35組

(4) 市の備蓄

ケージ、間仕切り、簡易ベット、ペットフード※、トイレシート、ブルーシート、消毒液、消臭剤、水のいらないシャンプー、ボディタオル

※ フードは普段食べているものでないと食べないこともある

(5) ペット避難用資機材

○折りたたみソフトサークル（コンパクトに収納でき、パツと広げてすぐに使える。）



(6) ペット同室避難に要した経費

(単位：円)

費目	令和4年度		令和5年度	
	消耗品	除菌シート、デオシート、消臭袋 等	9,735	シャンプー、消臭剤、タオル 等
消臭剤、ケース、ゴミ箱		20,295		
トイレシート、ケース、除菌シート 等		30,030		
ペットサークル (L)		27,500		
ペットサークル (S)		28,380		
ペットサークル (S・L)、シート		387,252		
備品		プライベートテント	71,280	
合計		503,192		123,255

(7) ペット避難に関する避難所のルール

- ・ペットは飼い主が責任を持ってお世話すること
- ・施設内ではペットをケージに入れること
- ・ペットは指定された場所で飼育し、他のスペースに入れないこと
- ・避難生活に必要な物（エサ、薬、ケージ、首輪など）は飼い主が準備すること
- ・病気やアレルギーがある方も避難されていることに配慮し、避難者同士の「思いやり」の気持ちを欠かさないこと
- ・避難所運営本部（施設管理者、避難所担当職員など）の指示に従うこと

(8) 飼い主の日頃の準備

① ペットのしつけと健康管理

- ・ケージに入ることを嫌がらないよう、日頃から慣らしておく
- ・不必要に吠えない、他の動物を怖がらないよう慣らしておく
- ・ノミ、ダニなどの予防をしておく
- ・不妊去勢手術をしておく

② 行方不明にならないための対策

- ・首輪と迷子札やマイクロチップを装着しておく

③ ペット用の避難用具や備蓄品の確保

- ・療法食、医薬品
- ・キャリーバッグ、ケージ、首輪、ペットフード、水
- ・トイレ用品、レジャーシート、バスタオル、新聞紙、ガムテープ

④ 情報収集と避難訓練

- ・居住地のハザードマップにより危険箇所、避難場所を確認し、避難訓練を行う

(9) 飼い主向けチェックシート

飼い主としての備え

チェック項目	チェック欄
家具の固定など、生存空間の確保（※）ができていますか。	<input type="checkbox"/>
災害発生時の対応について家族で話し合いをしていますか。	<input type="checkbox"/>
避難場所の確認をしていますか。	<input type="checkbox"/>
防災用品の準備をしていますか。	<input type="checkbox"/>

※生存空間の確保
建物や家具が倒れたときに、人と動物が生き残れるような隙間ができるよう、あらかじめ頑丈な家具を配置して固定し、動物の寝場所やくつろげるスペースをつくること。

ペットのために

(1) しつけと健康管理

チェック項目	チェック欄
飼い主以外の人も仲良くできますか。	<input type="checkbox"/>
他の動物と仲良くできますか。	<input type="checkbox"/>
クレートに慣れていますか。	<input type="checkbox"/>
トイレのしつけはできていますか。	<input type="checkbox"/>
所有者明示はしてありますか。	<input type="checkbox"/>
狂犬病などの予防接種はすすめてありますか。	<input type="checkbox"/>
ノミ、ダニなどの予防はしていますか。	<input type="checkbox"/>

(2) ペットのための準備

チェック項目	チェック欄
餌と水（5日分以上）の準備をしていますか。	<input type="checkbox"/>
糞取り袋とペットシーツを準備していますか。	<input type="checkbox"/>
常備薬の準備をしていますか。	<input type="checkbox"/>
食器などの準備をしていますか。	<input type="checkbox"/>
予備のリードなどの準備をしていますか。	<input type="checkbox"/>
クレートなどの準備をしていますか。	<input type="checkbox"/>
災害時ペットの預かり先を決めていますか。	<input type="checkbox"/>
動物手帳などを用意してありますか。	<input type="checkbox"/>

(3) その他の準備

チェック項目	チェック欄
近所と良好な関係を保っていますか。	<input type="checkbox"/>
防災訓練などに積極的に参加していますか。	<input type="checkbox"/>
飼養についてのルールを守っていますか。	<input type="checkbox"/>
ペットをつれて避難コースを歩いたことがありますか。	<input type="checkbox"/>
引越などで住所が変わった場合、マイクロチップの情報や、犬の登録情報の変更を行いましたか。	<input type="checkbox"/>

2 施設の選定

(1) 選定の上で考慮したこと

- ① 指定避難所（公共施設）
- ② 部屋数が多い
- ③ 人のみの避難者と動線を分ける
- ④ 地域の分散

(2) 経緯

- 令和4年8月 選定（4カ所）
市民交流センター、体育センター、市民健康館、市体育館
- 令和4年10月 決定（3カ所）
市民交流センター、体育センター、楽田ふれあいセンター
⇒市民健康館は、高齢者など要配慮者の避難が多いほか、中心部から離れた場所にあるため除外した。また、南部地域が網羅できておらず、地域の分散を考え、市体育館から楽田ふれあいセンターへ変更した。
- 令和4年12月 ペット同室避難 運用開始
- 令和6年4月 変更（3カ所）
市民交流センター、楽田ふれあいセンター、市体育館
⇒令和5年に楽田ふれあいセンターで、6年に市民交流センターで行った避難所開設訓練で、体育センターは避難スペースが3階にあり、

エレベーターも設置されていないため不安があるとの声上がり、市体育館へ変更した。

3 ペットに関する災害協定の締結

- (1) 協定名
災害時における動物救護活動に関する協定
- (2) 締結者
犬山動物総合医療センター、中北薬品株式会社（三者協定）
- (3) 締結日
令和4年4月20日
- (4) 協力内容
 - ・ 負傷した被災動物の応急手当
 - ・ 負傷した被災動物の診療施設への受け入れ
 - ・ 被災動物の保護、管理及び一時的な預かり
 - ・ 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務
 - ・ 被災動物に関する情報の収集及び提供
 - ・ 地域防災訓練への参加

4 ペット避難に関する啓発活動

災害協定を締結した犬山動物総合医療センター等が実施する各種イベントや、市民活動団体等が実施する防災イベント等へブース出展し、ペット避難所の案内のほか、ペットのしつけや備蓄等、飼い主の日頃の準備等について啓発を行っている。



▲ 犬山動物総合医療センターの狂犬病ワクチン接種に関するイベントでのブース出店の様子（5年6月）

5 避難所開設訓練

- (1) 令和5年 ペット同室避難 訓練概要
 - ① 訓練名
ペット同室避難 避難所設営訓練

② 日時

令和5年1月31日（火）午後2時～午後4時

③ 場所

楽田ふれあいセンター

④ 内容

令和4年12月1日より運用を開始したペット同室避難について、避難所の開設から閉鎖までの流れを確認し、同室避難スペースの設営及び片付け等の同室避難に関する一連の業務を実際にペット同伴で実施する。

※ 災害想定：大雨警報（洪水）発表に伴う避難指示発令

※ 避難者が運営の主体となるよう、避難者に避難スペースの設営に参加してもらう

⑤ スケジュール

		内 容	時間
1	概要説明	訓練方法、注意事項等を参加者へ説明	15分
2	施設確認	受付場所、同室避難スペース 等	15分
3	避難所設営訓練	開設 ⇒ 受付【1階ロビー】⇒ 避難（同室避難スペースの設営【2階「情報工房」】） ⇒ 閉鎖 ⇒ 片付け	60分
4	打合せ	振り返り、課題整理	30分

⑥ 参加者

23名（協力団体14名、市職員9名）

- ・楽田地区コミュニティ推進協議会（施設管理委託）
- ・犬山動物総合医療センター（災害協定締結）
- ・あいち防災リーダー会犬山（災害協定締結）

※ 犬3匹、猫2匹、アヒル1羽

⑦ 訓練の様子

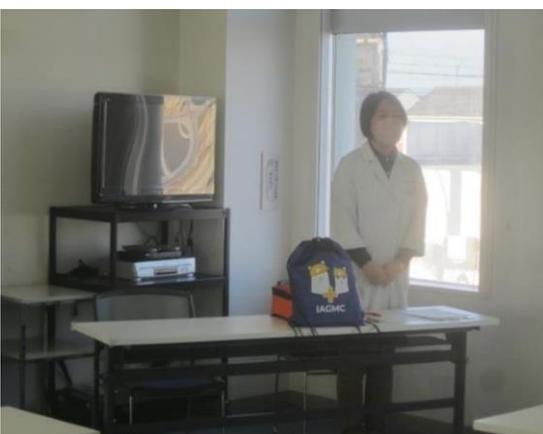
ア 受付



イ 部屋の設営



ウ 振り返り



(2) 令和6年 ペット同室避難 訓練概要

① 訓練名

ペット同室避難 避難所設営訓練

② 日時

令和6年1月22日(月) 午後2時～午後4時

③ 場所

市民交流センター フロイデ

④ 内容

前年のとおり

⑤ 参加者

30名(協力団体14名、市職員16名)

- ・犬山動物総合医療センター(災害協定締結)
- ・あいち防災リーダー会犬山(災害協定締結)
- ・城東小学校区コミュニティ推進協議会 等

※ 犬6匹、猫1匹、モルモット1匹

⑥ 訓練の様子

ア 受付



イ 部屋の設営



ウ 振り返り



6 訓練の振り返りで上がった意見

令和5、6年に行った避難所開設訓練の振り返りにおいて、下記の意見が上がった。

(1) 避難所運営

- ・受付時にケージに入れていない犬同士は距離が必要。
- ・受付で待っている間に尿をしてしまう犬もいる。
- ・受付の際に、名前を書いてもらうだけになってしまった。ワクチン接種などの詳細な情報を聞けなかった。
- ・受付の際には、アレルギーなどの情報はしっかり聞き取る必要がある。
- ・クレート（箱型のハウス）の強度が弱い。
- ・ケージには布を被せる。目隠し。
- ・設営から撤去までを通して、人手が足りないと感じた。

(2) 施設管理

- ・トイレの設置が2階テラスとなっているが雨の場合はどうするか。
- ・部屋に行くまでに一度外に出る動線となっているため、雨ざらしになる。
- ・同時に雨の中で靴を脱いだり履いたりするのは混雑や混乱を招くのでは。
- ・どれくらいの頭数が避難所へ入ることができるのか。また、入りきらなくなった場合どうするか。
- ・体育センターでは3階が避難スペースとなっている。エレベーター無し。不安。

(3) 市民・避難者

- ・狭いスペースの中でペットがどれだけの時間耐えられるのかが不安。
- ・室内で一緒に入れることは良い。
- ・どの動物同士が同じスペースなのかが明確だと良い。
- ・このような訓練は回数を重ねる必要がある。
- ・ルール決めはペット同室避難者、一般避難者にとって必要である。
- ・鳥はトイレのしつけがない。（鳥は同類のみがいいのではないか。）
- ・施設によって、部屋の広さに違いがあるため、そのような情報は必要。3カ所の想定収容ペット数を事前に周知する必要がある。
- ・多種類の動物を同一スペースに入れるのは、動物にとってよくないのでは。
- ・マットが暖かくよかった。

7 今後の取り組み

- ・訓練で明確となった課題の整理と、解決のための手段の検討
- ・ペット避難に関する市民周知（避難所でのルール、日頃の備え、しつけ等）
- ・備蓄品（ペット用品、衛生用品）の追加配備
- ・ペット受入避難所の追加の検討
- ・定期的な訓練の実施（開設訓練、犬山動物総合医療センターとの合同訓練等）
- ・関係団体との連携強化

【参考資料等】

犬山市提供資料

犬山市ホームページ

II ひきこもり支援（東京都江戸川区）

1 取り組み開始のきっかけ

「この子のひきこもりが治るなら 50万でも100万でも安いです」

（ひきこもり当事者の父親の言葉）

齊藤猛区長が福祉部長を務めていた時の、ある父親の言葉である。ちょうどその頃、当事者を自宅から施設に連れ出し、法外な料金を請求する民間業者「引き出し屋」がテレビなどで取り上げられ、社会問題化していた。

江戸川区では、これまでひきこもりに特化した部署はなく、介護・保健・生活支援・就労支援などセクションごとに専門性を高めてきたが、8050問題のような貧困・病気・家族関係・就労支援等の複数の課題が絡み合うひきこもりへの対応に課題があった。

そのため、区職員・関係機関の職員・ひきこもり状態にある方に、どのようなことで困っており、どのような支援を求めているかの調査を令和元年度に実施（インターネットによる匿名回答）し、その結果、きめ細やかな支援の要望、区としての明確な支援方法等が示されていないことへの戸惑いに加え、民間事業者からワンストップの支援を求める声が多く上がったため、区としてのひきこもりに関する施策・仕組み策定を目的に、2年度に福祉部生活援護第一課内に「ひきこもり施策担当係」が設置された。

2 ひきこもり支援の取り組み

(1) 取り組みの流れ

令和元年度 ひきこもり調査の実施（インターネット・関係機関等）

令和2年度 ひきこもり施策担当係の設置

- ・個別支援の開始
- ・江戸川区地域家族会エバーグリーンの設立

令和3年度 「江戸川区ひきこもり実態調査」の実施

令和4年度 令和3年度の実態調査結果を受けた支援施策の拡充

令和5年度 「ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例」制定

- 「生活に関する調査」を実施
- ・令和3年度の実態調査未回答世帯へ実施

(2) ひきこもり調査の実施（令和元年度）

① 調査対象者（9月1日～10月31日）

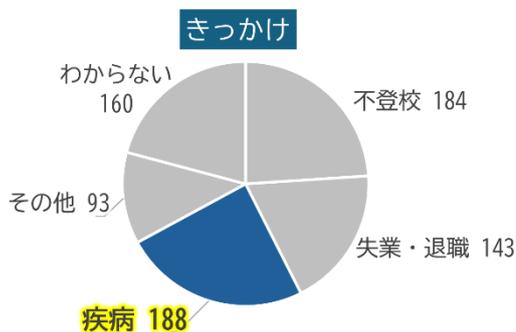
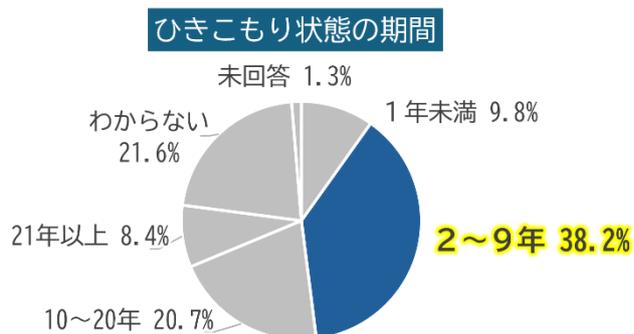
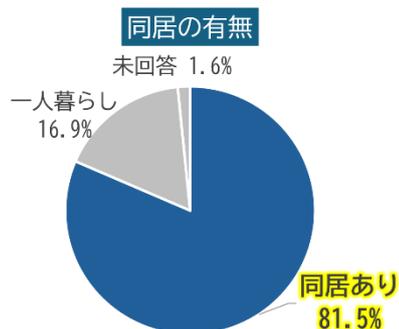
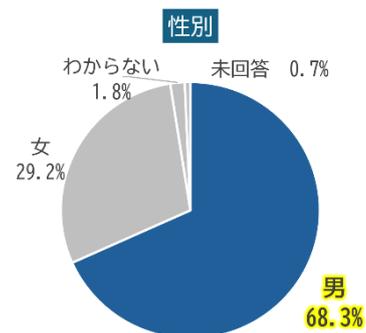
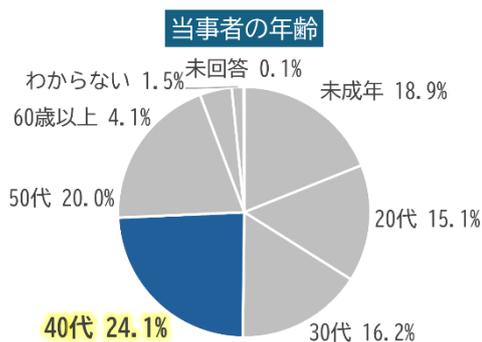
調査対象者	回答数
区民（インターネット）	67名
民生委員、地域包括支援センター、地域活動支援センター等	503名
福祉・健康行政に携わる職員	277名
合計	847名

② 調査結果

ひきこもり当事者数：681名

③ 各調査項目で最も多かった回答

項目	回答
当事者の年齢	40代
当事者の性別	男
同居の家族	有
ひきこもり状態の期間	2年～9年
ひきこもり状態になるきっかけ	疾病



④ ひきこもり当事者数：681名 → こんなに少ないはずがない！

内閣府調査結果を区人口にて算出すると「区人口70万人×1.5%（出現率）≒1万人」となる。1万人の当事者が区に潜在するはずで、声を出せない当事者・家族がいる！

(3) 令和2年度の取り組み

- ① 令和2年4月1日 ひきこもり施策担当係が発足
- ② ひきこもり個別支援実績

相談人数	対応延べ件数
86人	697件

事例

- ・ 区のホームページを見てから1年経って来所し相談につながった
- ・ 問い合わせフォームに入力したが、送信するまでに3か月かかった

- ③ 江戸川区地域家族会エバーグリーン（令和3年3月13日設立）

実施回数	延べ参加人数
5回	34家族45名

- ④ 令和2年度の支援から見えたこと
 - ・ 悩みは十人十色、繋がり続けることが大切
 - ・ 相談するまでに時間がかかる
 - ・ 家族も当事者と同様に苦しんでいる

➡ もっと苦しんでいる人がいるのではないか

➡ わからないなら聞いてしまおう

(4) 「江戸川区ひきこもり実態調査」の実施（令和3年度）

- ① 調査対象
15歳以上の方で以下に該当する方を含む世帯
(14歳以下は、学校が不登校情報を把握しているため調査対象外とした。)
 - ・ 給与収入で課税されていない方
 - ・ 江戸川区の介護・障害等の行政サービスを利用していない方
- ② 調査期間
令和3年7月14日～令和4年2月28日
- ③ 調査世帯数
180,503世帯／345,000世帯
- ④ 調査方法
調査対象世帯の世帯主あてに調査用紙を郵送し回答を求めた。
また、回答が無かった世帯に対して訪問し回答の促しを行った。
- ⑤ 調査体制
39名（正規職員3名、派遣職員36名）
- ⑥ 調査回答数
103,196件／180,503世帯（回収率57.2%）
- ⑦ 調査結果
ア ひきこもりが「いる」と回答した世帯数：7,604世帯



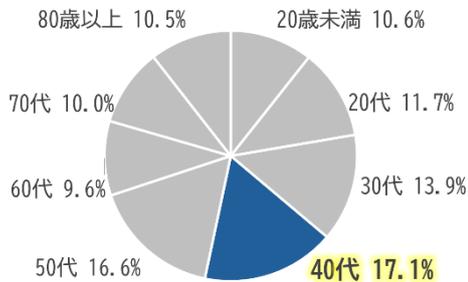
ひきこもり当事者の人数：7,919人
 不登校人数：1,113人
 ひきこもり支援者※数：64人（※市が支援中の人）

区が把握しているひきこもり当事者 9,096人

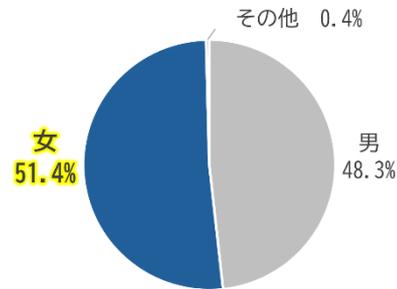
イ 調査項目で最も多かった回答

項目	回答
当事者の年齢	40代
当事者の性別	女
同居の家族	有
ひきこもり状態の期間	1年～3年未満
ひきこもり状態になるきっかけ	長期に療養を要する病気にかかった

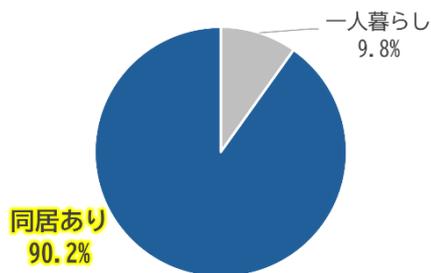
当事者の年齢



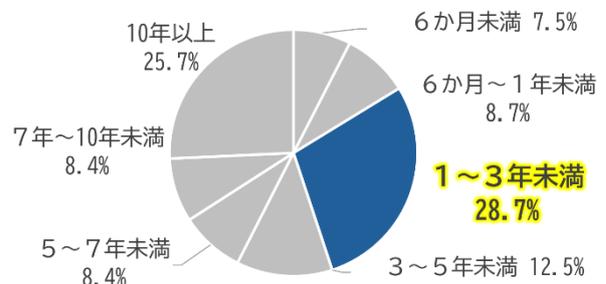
性別



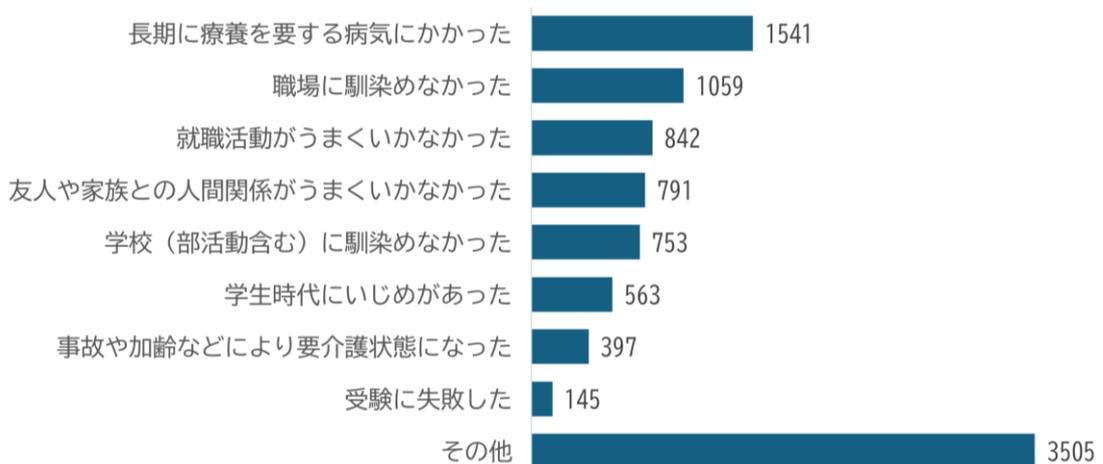
同居の有無



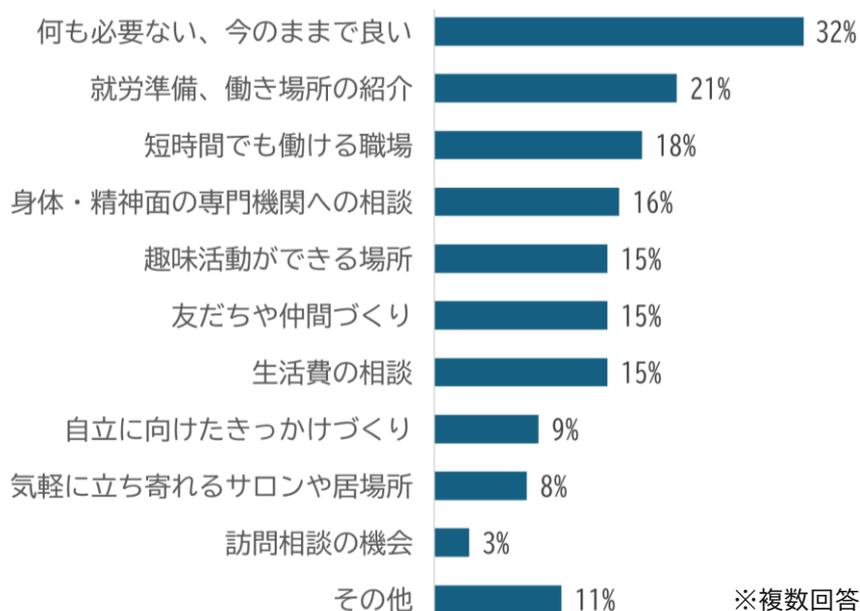
ひきこもり状態の期間



きっかけ



ウ 当事者が求めるもの



3 ひきこもり施策の展開

(1) ひきこもり「あり」と回答世帯への対応（令和4年度）

区分	世帯数	支援方法	開始時期	備考
A	347	訪問	令和4年4月	単身生活等
B	621	郵送、訪問	令和4年6月	家族等と同居当事者50歳以上
C	1,227			家族等と同居当事者15～49歳等
D	5,409	訪問、郵送、手紙	令和4年7月	「何も必要ない」回答等
計	7,604			

(2) 個別相談支援（委託）

- ① 相談方法：電話相談、窓口相談、LINE相談、オンライン相談、相談フォーム、メタバース区役所※

※ メタバースと呼ばれるインターネット上の仮想空間に設けられた区役所で、自宅でパソコンなどを使い来庁できるもの。

② 相談件数

項目	令和4年度	令和5年度	備考
新規ケース数	345	179	新規相談当事者を「1」と数える
累計対応ケース件数	598	621	現在、相談支援員が対応しているケース
延べ対応件数	12,811	9,284	電話・訪問・外出同行・メール・SNS等

(3) 地域家族会エバーグリーン

地域家族会「エバーグリーン」を通じて、ひきこもりに悩むご家族が集まり、普段はなかなか話せない気持ちや思いを吐き出すことができる。区ひきこもり相談支援員も参加し、

参加者と話しながら相談や情報提供を行う。必要に応じて講師を招き、ひきこもりについて理解し、ひきこもり状態の方への対応方法や利用できる制度などを学ぶ。

項目	令和4年度	令和5年度
開催数	10回	10回
参加人数（延べ）	174人	171人

○参加者の声

- ・家族会は、他の方のお話も聞けて勉強になる。
- ・自分がしてきた良くなかった点を話せたこと、それを話すことで来た人の気持ちが少し変わってくれたようなので今日は来てよかった。
- ・どんな毎日を送っているのかリアルな声が聞けて良かった。具体的な話をして生活のヒントなども得られるといいと思った。
- ・同じような状況の方のお話を伺うことで少し気持ちが軽くなった。

(4) ひきこもりオンライン居場所

- ・リアル会場とオンライン（メタバース）のハイブリット居場所
- ・ひきこもりをキーワードに対話と交流

項目	令和4年度	令和5年度
対象	どなたでも参加可能	
コーディネーター	ジャーナリスト・KHJ全国ひきこもり家族会連合会 副理事長 池上正樹氏	
開催数	6回	6回
参加人数（延べ）	平井コミ館：93名 オンライン：57名	長島桑川コミ館：63名 オンライン：71名

○参加者の声

- ・居場所を行政が主催・提供することで参加する際の不安が払拭された。
- ・当事者や家族、同じ体験をしている・していた方のリアルな話を聞けることに感謝。
- ・オンラインでの取り組みは地理的・時間的制約もなく参加がしやすく、オンラインでなければ接することができない人との出会いがある。今後ともこのような機会を続けてほしい。



(5) 当事者・家族向け対話交流会

- ・ひきこもり支援の専門家との対話や交流から、ひきこもりの状態への正しい理解及び社会資源等を学ぶ

項目	内容
開催数	4回
参加人数（延べ）	59人

○参加者の声

- ・皆さんの困った状態の話が聞けて良かった。それぞれ大変な人が大勢いる。自分だけではない。その体験が良かった。
- ・当事者の実感が聞けて、とても参考になった。
- ・不登校・ひきこもり児童・生徒親子のコミュニケーションについて実際に役立つお話でヒント盛りだくさんだった。

(6) 区民向け講演会【地域の人に知ってほしいひきこもりのサポートとは】

- ・ひきこもりの現状を知り地域でできることを考える

項目	内容
内容	講師による講演とトークセッション
講師	ジャーナリスト・KHJ全国ひきこもり家族会連合会理事 池上正樹氏
開催	令和5年11月18日
対象	どなたでも参加可能
参加人数（延べ）	71名 ※Youtubeでの視聴可

(7) 江戸川区駄菓子屋居場所よりみち屋（委託）

ひきこもり状態の方が安心して過ごすことのできる居場所を、令和5年1月30日プレオープンした。居場所では、ソファでくつろいだり、テレビを見たり、併設する駄菓子屋で買ったお菓子を食することができる。また、駄菓子屋では就労体験を行うことができ、仕事を通じて社会へのつながりと自立の促進を目指す。

項目	内容
実施内容	・当事者等が集うことのできる居場所 ・居場所に併設する駄菓子屋にて実施する就労体験
利用対象	【居場所】当事者等 【就労体験】区のひきこもり相談を受けている当事者
履行場所	江戸川区瑞江2-4-3 プラウド瑞江102号
開所日	【居場所】令和5年1月30日（プレオープン） 【駄菓子屋（就労体験）】令和5年2月27日（オープン）
開所時間	【居場所】週5日 午前11:00～午後5:00 ※定休日 【就労体験】週5日 午前10:30～午後5:00 土・日・祝日

○利用状況

項目	ひきこもり当事者等	その他	合計
利用人数（延べ）	1,907名	6,688名	8,595名

○利用者の声

- ・いつも娘と居心地良く過ごさせて頂いている。
- ・ひきこもって悩んでいる人をより救ってあげられる場所としてとても必要だと思うし、働ける環境作りをしてほしい。



4 関係機関との連携（令和5年度）

(1) ひきこもり支援連携会議

項目	内容
実施内容	ひきこもりの状態にある者及びその家族の支援を目的とし、区役所内のあらゆる部署の連携強化を進めるために設置
開催	年1回
参加者	1 当事者家族 区内19部署（地域振興課就労支援係、介護保険課事業調整係、障害者福祉課愛の手帳相談係、生活援護第二課自立支援係、児童相談所、健康サポートセンター、保健予防課命の相談係、なごみの家、地域活動支援センター等）

(2) ひきこもり支援協議会

項目	内容
実施内容	様々な立場の代表者が参加し、江戸川区のひきこもり施策への助言や研究、関係機関との連絡調整や情報共有の実施
開催	年3回
委員	学識経験者、ひきこもり支援専門家、ひきこもり経験者 ひきこもり経験者の家族、医療、相談支援、教育、町会・自治会、民生・児童委員、就労支援、江戸川区職員
主な内容	・条例の制定について ・ひきこもり支援施策について

5 ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例（令和5年度）

項目	内容
目的	ひきこもりの状態にある人及び家族等を理解し、サポートするための基本理念を定め、江戸川区の責務並びに区民等、事業者及び支援団体の役割を明らかにすることにより、ひきこもりの状態にある人等に対する理解の促進及びサポートを推進するとともに、ひきこもりの状態にある人等を含めた区に住む全ての者が自分自身を大切な存在と認め、互いに尊重し合いながら、ともに自分らしく暮らせるまちを実現することを目的とする。
施行日	令和5年11月6日施行
基本理念	1. ひきこもりの状態にある人が、地域の一員として、その生き方や価値観が尊重され、自分らしい暮らしを選択することができること。 2. ひきこもりの状態にある人等が、悩みや不安を一人で抱え孤立することなく、区、区民等及び支援団体に相談し、その状況に応じた必要なサポート又は配慮を求めることができること。

6 生活に関する調査の実施（令和5年度）

○概要

項目	内容
目的及び内容	ひきこもり支援を必要とする人やその家族を相談支援につなげるため、令和3年度に行った実態調査未回答世帯に対し、支援に関する調査を行う
調査対象	令和3年度に実施した、ひきこもり実態調査に回答していない世帯【調査対象外】 ・給与所得で課税されている方 ・保健師による保健活動対象世帯 ・民生・児童委員訪問調査の対象世帯 ・生活保護世帯 ・ひきこもり相談を受けている方がいる世帯
調査方法	1. 郵送 46,996世帯 2. 訪問 約 1,750世帯（40代単身世帯）
回答方法	インターネット回答もしくは調査票（ハガキ）による郵送回答
スケジュール	令和6年2月1日～2月29日：ネット・郵送回答 令和6年2月9日～3月29日：訪問調査
回答状況	回答数 9,983世帯（20.47%）

7 予算・決算（財源）

- (1) 令和5年度決算額 108,877千円
- (2) 令和6年度予算額 154,171千円
(令和3年度実施の実態調査未回答世帯への再調査等による増)
- (3) 歳入
 - ・ひきこもり支援推進事業補助金（国）
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費補助金（国）
 - ・重層的支援体制整備事業費交付金（国・都）
 - ・子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業費補助金（都）

8 効果と課題

(1) 効果

大規模な実態調査を行ったことで、約9千人のひきこもりの当事者を把握し、そのうちの約1割の方の相談支援や情報提供等の支援につながった。また、アンケートの回答からオンライン（メタバース）居場所や駄菓子屋居場所よりみち屋の開設につながった。

(2) 課題

- ・ひきこもりの状態にあり、外部との接触を遮断していながらも、何らかのサポートを必要としている方への情報発信
- ・つながり続ける支援の継続

9 今後の取り組み

- ・「ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例」の基本理念実現のための、周知啓発活動と寄り添い続ける相談支援事業の継続
- ・ひきこもり相談支援システムを活用した効果的な支援メニューの検討

【参考資料等】

江戸川区提供資料

江戸川区ホームページ

市民文教委員会

No.	項 目	概 要	頁
I	<p>学力向上支援チーム事業 (大阪府大阪市)</p> <p>人口：2,750,327人 事業開始：令和4年度</p>	<p>スクールアドバイザーが小中学校等を定期的に訪問（月2回程度）し、データ等の分析に基づいた実践的指導助言を行うことで教員の授業力向上を支援している。特に課題の見られる児童生徒の多い学校に対しては、校長と学びチーフコラボレーターが協働して計画した学力向上への取り組みに基づき、学びコラボレーターによる個々の課題に応じた助言など、児童生徒への支援や学びサポーターによる放課後学習等の個別支援を重点的に実施している。</p>	45
II	<p>ボランティア プラットフォーム事業 (東京都江戸川区)</p> <p>人口：689,477人 事業開始：令和3年度</p>	<p>江戸川区では、町会・自治会等の困りごとを地域共生社会構築の拠点である「なごみの家」が登録し、SDGsアプリe i t o（エイト）をインストールしているボランティアに情報が届く仕組みを構築した。情報を受け取ったボランティアが、アプリから応募することで町会・自治会等とのマッチングが成立する。会員の減少に悩む町会・自治会等がこの仕組みを活用し、ボランティアの力を借りて地域の清掃活動を行うなど、住民に身近な取り組みとなっている。</p>	54

I 学力向上支援チーム事業（大阪府大阪市）

1 事業目的

大阪市教育振興基本計画の基本的な方向である「誰一人取り残さない学力の向上」に向け、ブロック担当指導主事や指導技術に長けた元校長などから構成される「支援チーム」が全小中学校及び義務教育学校を定期的に訪問し、教員の授業力向上を図るとともに、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を通して、学力に課題のある全ての児童生徒（区分Ⅳ※）へのきめ細かで継続した指導・支援を行い、児童生徒の基礎学力の定着及び学力向上を図る。

※ 全国（公立）の児童生徒全員の正答分布の状況から高い順に、概ね25%区切りで、区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ、区分Ⅳの4つに分けたとき、区分Ⅳの割合を「学力に課題の見られる児童生徒の割合」とした。

【大阪市教育振興基本計画（基本的な方向4）】

誰一人取り残さない学力の向上

学習指導要領において、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱として整理された資質・能力を各教科においてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善

子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的充実

学力向上に支援を要する子どもに対する学習習慣や基礎学力の定着

（学力向上支援チーム事業として）

- ・ 授業改善に向けた「支援チーム」による学校訪問を通じた指導助言
- ・ 学習習慣や基礎学力の定着等に向けた重点的な支援

2 導入の背景

(1) 全国学力・学習状況調査の結果において、大阪市はこれまでの学力向上関連施策等の成果により改善傾向は見られるものの、依然として小中学校とも、全国の平均正答率との差があり、引き続き改善に向けた取り組みが必要である。

(2) 令和3年度までの大阪市教育振興基本計画では、学力向上に向け、客観的・経年的な検証に基づき、教育の成果について見える化を行い、課題が大きい学校に対しては、より重点的な支援を行ってきた。

平成29年4月	学校力UP支援事業開始
平成30年4月	学力向上推進モデル事業開始

令和2年3月	教育ブロック会議にて、学校力UP支援校70校、学力向上推進校240校（拡充）を決定
令和2年4月～ 令和4年3月	学校力UP支援事業の継続実施 学力向上推進事業の拡充実施

3 事業概要

- (1) 区分Ⅳに該当する児童生徒の支援として、各種学力調査等の結果分析から見えた課題に対し、教育ブロック担当指導主事やスクールアドバイザー（指導技術に長けた元校長等44人）などから構成される「支援チーム」が、全小中学校及び義務教育学校を訪問し、各学校の課題に応じて実践的な指導・支援を行い、教員の授業料向上を図る。
- (2) (1)の支援に加え、区分Ⅳの児童生徒が多いなど、継続して学力等の課題を有する学校（以下、「重点支援校」という）に対しては、学びコラボレーターや学びサポーターを配置し、放課後学習等の個別支援を重点的に実施する。
- (3) (1)(2)の支援が実効性のある取り組みとなるよう、児童生徒一人一人の学習理解度や学習状況等を把握・分析し、それぞれの課題に応じた効果的な指導方法や必要な支援策の企画立案に向け教育委員会事務局のシンクタンク機能の充実を図る。

4 事業目標

- (1) 令和7年度全国学力・学習状況調査における対全国比
【小学校】国語 1.00 算数 1.00
【中学校】国語 1.00 数学 1.00
- (2) 令和7年度全国学力・学習状況調査において、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」に対して「思う」と回答する児童生徒の割合を全国平均にする。
- (3) 令和7年度全国学力・学習状況調査において、学力に課題のある児童生徒（区分Ⅳ）の割合を全国平均にする。
（参考）令和5年度 大阪市（全国）
小学校 国語 25.1%（24.0%） 算数 21.2%（19.5%）
中学校 国語 23.6%（19.4%） 数学 20.2%（17.6%）

5 予算（令和6年度）

事業費（歳出）	（千円）
・学力向上支援チーム事業	617,870
・授業力向上に関する経費（全小中学校等対象） （スクールアドバイザーの雇用に関する費用）	184,242
・学力に課題のある子ども支援に係る経費（90校対象） （学びチーフコラボレーター、学びコラボレーター、学びサポーターの雇用に関する費用）	433,628

【特定財源】

国庫補助金 名称：教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）
・事業対象経費：139,293千円・補助率 1 / 3 ・補助金額：46,431千円
（※報酬及び交通費の合計139,293千円のみが国庫補助の対象）

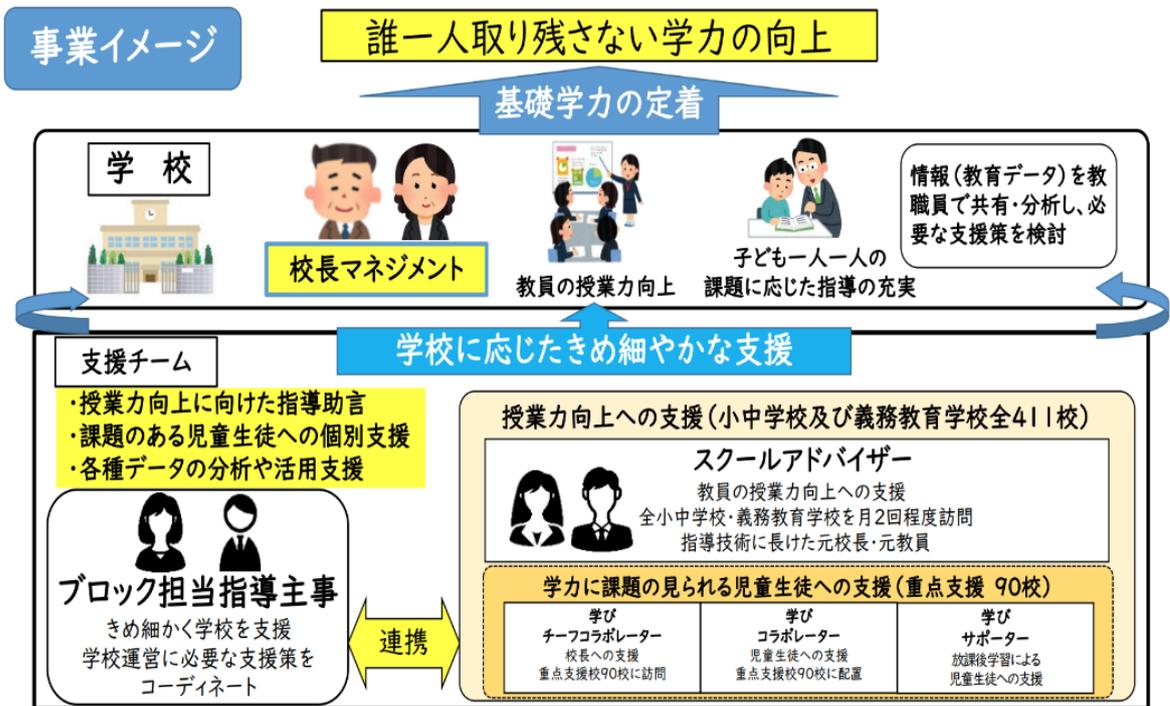
6 実施期間・支援対象校

- (1) 実施期間 令和4年4月～令和7年3月（原則3年間）
- (2) 支援対象校（令和6年度）※ 義務教育学校は小学校1校、中学校1校扱い
基本支援 小中学校及び義務教育学校 全411校
（小学校282校、中学校129校、うち義務教育学校1校）
重点支援 小中学校合わせて90校（令和4～6年度継続）
（小学校67校、中学校23校）
- (3) 計画書・報告書等の提出
年度初め 実施計画書（校内研修実施計画書・重点支援校実施計画書）
年度末 実施報告書（校内研修実施報告書・重点支援校実施報告書）

7 支援内容

(1) 基本支援

全小中学校及び義務教育学校に対して、支援チームが月3回程度訪問し、以下の取り組みを通じて、教員の授業力向上への支援をはじめ、各学校に必要な指導や支援を行う。



- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のための指導助言を行う。

小学校

(次のア～ウの中で1つを学校で選択)

- ア 国語を中心とした主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- イ 算数を中心とした主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ウ 教科全般における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

中学校

教科全般における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ② 若手教員育成に向けての支援を行う。
- ・若手教員（1年目～5年目、常勤講師等）への直接指導による研修
 - ・若手教員研修支援（メンターを中心とした、若手教員研修の組織的な体制づくり）
- ③ カリキュラム・マネジメントの実現に向けた支援を行う。
- ④ 授業改善のための校内研修の計画・立案・実施への支援及び校内研修主担当者への支援を行う。
- ⑤ 各種データの分析結果をふまえて、必要な支援を行う。
- ⑥ 学力向上における効果的な取り組み事例の情報提供を行う。

主にスクールアドバイザーによる支援→①②③④
 主に教育ブロック担当指導主事による支援→③④⑤⑥

(2) 重点支援（重点支援校のみ）

重点支援校に対して、「基本支援」に加えて、子どもたちの学習習慣や基礎学力の定着等に向け、以下の取り組みを通じて放課後学習等の個別支援を行う。

学びチーフコラボレーター	学校マネジメントに長けた元校長
学びコラボレーター	指導経験がある元教員等
学びサポーター	授業、朝の学習、放課後の学習支援、長期休業中の補習、自主学習の支援を行う会計年度任用職員

- ① 学びチーフコラボレーターを教育委員会事務局に設置し、月1回程度学校を訪問する。
- ・教育ブロック担当指導主事と連携し、重点支援校の校長が行う学力向上に向けた計画作成の支援を行う
 - ・学力向上に向けた取り組みへの指導助言を行う。
 - ・学びコラボレーターへの指導助言等を行う。
- ② 学びコラボレーターを週2～3日配置する。
- ・授業や放課後、長期休業期間等において、児童生徒の学習支援を行う。
 - ・学校・教員の学力向上に向けた取り組みを行う。
- ③ 学びサポーターを配置するのに必要な経費や放課後学習での教材費など学力向上等の取り組みに必要な予算を配当する。

- ・学びサポーターは、学びコラボレーターとの連携のもと、学力等に課題を有する児童生徒に対して、放課後学習等を中心に支援を行う。

【配当予算について】

放課後学習等における人的経費を中心に1校当たり160万円

(※うち、150万円以上は、人的経費とする。10万円は教材費など)

8 各学校での取り組み事例（基本支援）

(1) 教育ブロック担当指導主事



① 担当指導主事による学校サポート訪問より【校内研修等に関する工夫】

校内研修での指導助言	<ul style="list-style-type: none"> ・1学年全クラスでの研究授業を行う校内研修で、教育センター指導主事が教科について、教育ブロック担当指導主事が子ども理解と授業規律について指導助言した。 ・若手教員の授業参観後の校内の研究討議会や、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり」をテーマにした校内研修において指導助言を実施した。
小中合同研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の事案別の対応や、保護者対応等についての研修を中学校区内小学校と合同で実施した。
ブロック事業に沿った研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「新聞を活用した教育活動の研修」「自主学習習慣確立に向けた教員研修」「言語能力育成のための指導力向上の研修」などの各教育ブロック事業に沿った研修を実施した。

② 担当指導主事による学校サポート訪問より【学校訪問と情報提供】

期間限定の集中訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態やニーズに合わせ、期間を限定して学校訪問を繰り返し、学級に入って児童の学びを支援したり、学級担任や管理職と対応について協議したりした。
事案対応に係るマネジメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案などの対応において、S S E T※訪問や研修などにより学校支援を行うとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から学校運営を見直せるよう指導助言した。 ※S S E Tとは大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team(SSET)のこと。学校で発生する様々な事案対応及び保護者対応等について、弁護士をはじめとした各種専門家へ相談の上助言を得たり、連携し対応策を検討したりすることができる。また、学校の対応で解決が図られない場合、弁護士が学校と保護者の関係調整を行う。 ・事案対応の教訓から、教員の資質向上に向けた校内での教員研修の実施とともに、当該学年のカリキュラムの見直しを実施できるよう情報提供や指導助言した。

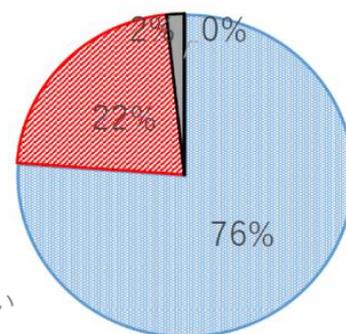
取り組み好事例の情報発信	・学校訪問で情報を得た特色ある取り組みの事例等について詳しく取材し、他の学校に情報発信した。
--------------	--

(2) スクールアドバイザー

① 研修による支援

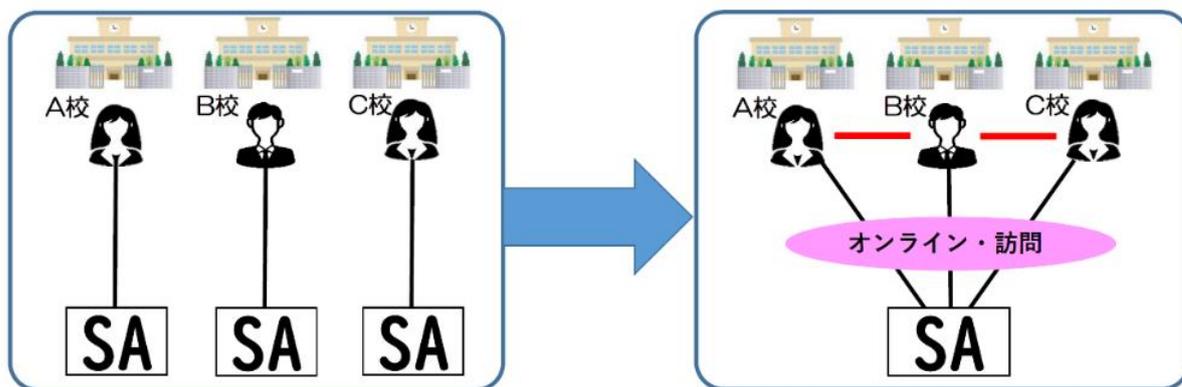
教科・学年や学校全体への研修	多様な教科における主体的・対話的で深い学びを目指した授業の進め方など
若手教員の授業づくり研修	指導計画や観点別評価の見方、指導案のつくり方など 授業づくりから一貫した指導 参観する授業に至るまで教材研究や指導案作成を授業者だけでなく複数教員と共に行う。
全国学力・学習状況調査等、各種結果に係る全体研修	調査問題や調査結果を分析し教科指導への活かし方など

令和5年度学力向上支援チーム事業【基本支援】におけるスクールアドバイザーによる支援に関するアンケート調査結果、98%が「スクールアドバイザーの支援を通して、教員の授業力向上が図られた。」と回答した。



■とても思う ■思う ■あまり思わない ■全く思わない

② スクールアドバイザー発展的事例



複数校合同オンライン研修	・国語科の教材文分析を複数校で同時に行うことで、様々な意見が共有でき、幅広い教材解釈につながる。 ・他校の教員とのつながりが生まれる。
--------------	--

近隣校研究授業	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣校の効果検証対象者や若手教員を中心に、同じ教科や教材で教材研究会を開いたり、代表者の研究授業を参観し、協議を行ったりする。 ・実践を見ることで、好事例のイメージがわきやすい。 ・好事例や悩みの共有ができ、互いに授業力向上の意識が高まる。
---------	---

9 各学校での取り組み事例（重点支援）

A小学校	<p>メンター会の活性化</p> <p>コラボレーターの支援により「メンター会」の内容が充実した。「先輩教員に学ぼう」「こんな言葉を知っていますか？」等をテーマに月1回開催し、「若手教員からの教職員チームづくり」に取り組んでいる。</p> <p>※メンター制度…豊富な知識と職業経験を有した社内の先輩社員（メンター）が、後輩社員（メンティ）に対して行う個別支援活動のこと。キャリア形成上の課題解決を援助して個人の成長を支えるとともに、職場内での悩みや問題解決をサポートする役割を果たす。（厚生労働省HPより抜粋）</p> <p>積極的なICT活用</p> <p>コラボレーターの支援によりICT活用が促され、協働的な学びの充実の一助となっている。</p>
B小学校	<p>放課後学習の充実</p> <p>放課後学習を校務分掌に位置付け、学力向上推進担当とコラボレーターが連携し、運営している。参加児童の人数を絞り複数指導体制をとることで、「つまずき」を見逃さない支援体制ができている。</p> <p>さらに、放課後学習に参加している児童が授業中に発言するようになったり、より難しい課題に挑戦したりするなど、学習意欲が向上している様子が見られるようになった。コラボレーターを軸に、児童の様子を担当と共有することで、児童理解との好循環が生まれている。</p> <p>読書週間の定着</p> <p>コラボレーターの協力により図書館開放の頻度が増え、児童が好きな時に利用できるようにしたことで、読書をする児童が増えている。</p>
C中学校	<p>コラボレーターの授業への入り込み</p> <p>コラボレーターの授業への入り込みを通じた若手教員や学びサポーターに対する適切なアドバイスと指導は、効果的な取り組みとなっている。</p> <p>多様な学習支援</p>

	学校元気UPコーディネーターとコラボレーターの連携による放課後学習や、コラボレーターによるICT活用の支援、学びサポーター、スクール・サポート・スタッフ、学生ボランティア等の多様な支援を一元化し、効果的な支援体制を構築している。
D中学校	<p>放課後学習の充実</p> <p>週4日開催している放課後学習は、教職員とコラボレーター・学校元気UPコーディネーター・学びサポーター・インターンシップの学生等が連携し学習支援を行い、そのマンパワーの充実によって効果がより高まっている。そこに行けば、誰かが待っている、自分をしっかりと見ていてくれる人がいるという安心感は、生徒の学習に向かう姿勢に対する変化をもたらした。</p> <p>「演習」による学習の定着</p> <p>週3日、朝学習での「演習」による学習の定着に取り組んでいる。教職員による自作プリントは「先生たちが作った問題」ということで、少しでも学習意欲が高まることを期待し取り組んでいる。</p>

10 効果検証

(1) 検証対象とする教員

授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員（以下、「対象教員」という）を1名選出

(2) 検証対象とする教科

小学校：国語・算数のいずれか

中学校：対象教員が担当する教科

(3) 検証方法（学期に1回）

授業改善：スクールアドバイザーによる授業参観と教員の指導力向上に係るアンケート
【対象教員】

意識調査：単元テスト・定期テスト【対象教員が担当する1学級の児童生徒】

11 今後のスケジュール（令和6年度）

月 日	内 容
3月22日	基本支援調査回答締切
4月1日	学びサポーター採用日（但し、令和6年3月8日までの提出分）
4月上旬予定	支援内容及びスクールアドバイザー担当者通知
4月～（順次）	担当指導主事及びスクールアドバイザーによる学校訪問
4月15日	校内研修実施計画書・重点支援計画書提出締切
4月中旬～5月末	効果検証に係る意識調査及び単元（定期）テストの結果提出（1学期）
5月10日	重点支援に係る児童生徒アンケート（前期集計）

【参考資料等】

大阪市提供資料

大阪市ホームページ

II ボランティアプラットフォーム事業（東京都江戸川区）

1 事業実施の背景・目的

事業実施前は、「なごみの家」で地域の活動に参加貢献したい方と地域で活動する団体とのマッチングを行い地域参加への支援を行っていた。しかし、従来の方法では、これらの個人や団体が「なごみの家」に来所する必要があった。そこで、ICT技術を活用し、より広く容易に、これらの個人と団体がマッチングすることが可能となるように本事業を実施した。

高齢や子育て、障害など分野ごとに分かれるボランティアを、SDGsアプリ「e i t o（エイト）」を活用して一元的に登録・管理し、担い手の不足する町会・自治会や商店会、子ども会などのイベント運営等に要する人員について、ボランティア希望者とのマッチングを行っている。人手不足に起因する諸問題を解決するほか、地域住民同士の支え合い活動を広め、地域社会の活性化を目的としている。

2 地域共生社会の拠点「なごみの家」

江戸川区では、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが相談でき、気軽に集える地域の拠点「なごみの家」を区内9か所に設置し、地域共生社会の実現に向けて、地域の課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組むための仕組みづくりを進めている。



- 北小岩(北小岩6-17-9)
- 小岩(東小岩5-19-8)
- 鹿骨(鹿骨1-54-2)
- 瑞江(江戸川2-33-18)
- 松江北(中央2-13-12)
- 一之江(一之江4-1-18)
- 長島桑川(東葛西6-34-1)
- 葛西南部(清新町2-7-20)
- 小松川平井(平井1-9-6)



なんでも相談の取り組み	地域のネットワークづくりの取り組み	居場所の取り組み	子ども支援の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ屋敷改善の支援 ・ 8050問題等の課題を抱えた家族への伴走型支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源マップづくり ・ 居場所としてのサロンの開設 ・ ボランティアによる見守り支援活動 ・ 認知症についての講演会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防運動教室 ・ 編み物サロン ・ 手話講習 ・ 親子カフェ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校との地域連携 ・ 食の支援活動 ・ 子育てサロン

3 アプリを活用したマッチング

(1) SDGsアプリ「e i t o (エイト)」

江戸川区は令和5年10月1日から、スマホを使ってSDGsやCO₂削減につながる行動を知り、行動することで取り組みに応じたポイントが獲得できるSDGsアプリ「e i t o(エイト)」の提供を開始した。

地球(e a r t h)、私(i)、ともに未来へ(t o g e t h e r / t o f u t u r e)の頭文字を取って名づけられた。「e i t o (エイト)」は江戸川区内で介護事業などを展開する株式会社ウメザワと共同で開発した。

SDGsやCO₂削減への取り組みや、SDGsに取り組む区内企業・お店など「つながるスポット」への訪問で、アプリ内で利用できる「e i t oポイント」を獲得することができ、貯まったポイントを利用し、特定の「つながるスポット」でのドリンクサービスなどに交換したり、アプリ上で地域キャラクターを入手したりできる。

本アプリには、「ボランティア」など5つのメイン機能が搭載され、「ボランティア」機能では、アプリ上に掲載したボランティア情報を基に、希望に合ったボランティア活動への参加を促している。

人と地域をSDGsで つなぐアプリ

地域のボランティアの募集情報がアプリに届き、応募できます

ボランティアを募集したい / ボランティアを募集したい

地域の回りごと / 地域の人

募集 / 参加申込

アプリで マッチング

かんたん4ステップでボランティアに参加

1. 登録: アプリストアからダウンロードし、会員登録を完了します。
2. 応募: アプリの掲載情報から関心のある募集に応じます。
3. 承認: 主催者から承認されると、アプリ上に情報が掲載されます。
4. 活動当日: 案内情報に従って活動場所へ行き、ボランティアに参加してください。

活動後に二次元コードを読み取ることで、ポイントを獲得できます！

アプリのダウンロードはこちら

Android / iOS

お問い合わせ先

◆ なごみの家 ◆
 (土曜半休、祝日を除く。また月曜が祝日の場合は火曜も半休)
 北小倉 TEL: 3475-7753 存続: 北小倉E-17-9 一芝江 TEL: 5881-8153 存続: 一芝江E-1-18
 小倉 TEL: 3556-4753 存続: 北小倉E-19-9 墨島津 TEL: 3510-2753 存続: 墨島津E-54-1
 鹿骨 TEL: 3810-4753 存続: 鹿骨1-5-2 酒田津部 TEL: 3858-0153 存続: 酒田津部E-2-20
 横江 TEL: 5836-7753 存続: 横江E-25-18 小松21平 TEL: 5858-8153 存続: 平E-1-9
 松江 TEL: 3552-4753 存続: 中央2-13-12

◆ e i t o 運営事務局 ◆
 月～金曜日 10:00～17:00
 (年末年始、祝日を除く)
 TEL: 0321-6607 存続: 墨島E-1-3-1

ボランティア募集のチラシ

(2) 予算

(円)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度
開発費	—	—	—	985,600
運用費	—	(2,508,000)	(1,254,000)	660,000
委託費	5,000,000	2,662,000	1,408,000	1,955,800
合計	5,000,000	2,662,000	1,408,000	3,601,400

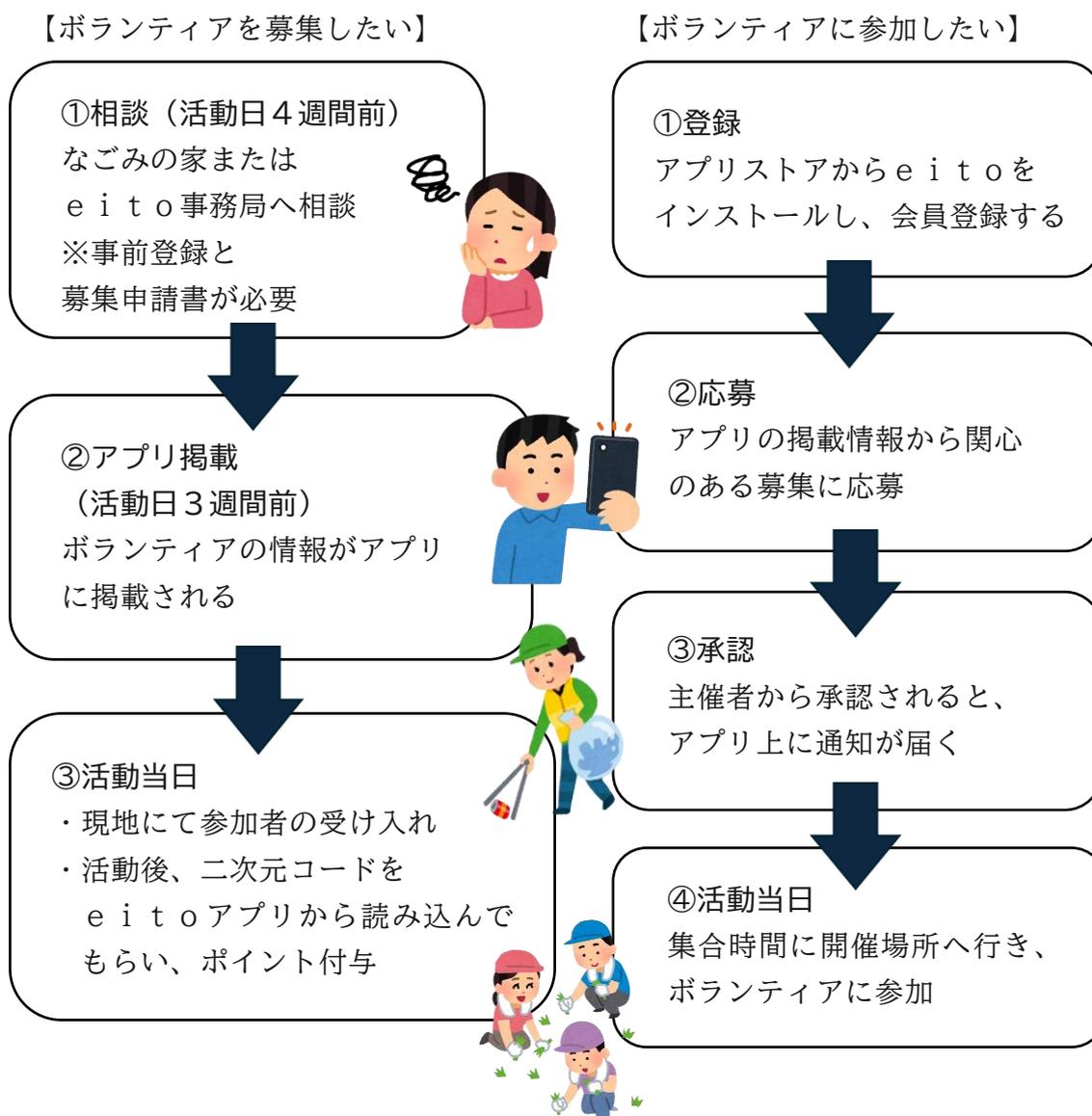
※令和5年度までは社会福祉協議会からの再委託

※令和3年度～5年9月までは委託事業者所有のアプリを使用して実施したため、開発費はかかっていない

※令和5年10月からは、本区と共同開発となるSDGsアプリ「e i t o」に移行

※ () 内は委託費のうち該当金額

(3) ボランティアの募集・応募の流れ



4 令和6年度の取り組み状況

(1) 取り組み事例

① クリーン大作戦

- ・令和6年5月18日 一之江町中央エリアで開催
- ・ボランティア募集期間 4月21日～5月18日
- ・7名のボランティアとマッチング



② スマホ教室ボランティア

- ・令和6年6月21日 なごみの家一之江で開催
- ・ボランティア募集期間 5月18日～6月21日
- ・7名のボランティアとマッチング
- ・困りごと調査（令和2年度から2度実施）において要望があり、デジタルデバインド解消に向けた取り組みのひとつ。



(2) 参加した市民の声

- ・自分の年代だけではなく違う世代の人と話したり、ごみ拾いしたりできて良かった。
- ・こういった活動に参加することは初めてで少し不安だったが、今回参加したことで、次から参加しやすくなった。
- ・ごみ拾い活動は初めてだった。普段気が付かない場所にごみがあったりして、大人がしっかりしないとと感じた。
- ・いろいろな立場、年齢等、世代を超えて活動できたことが素晴らしいことだと思う。今後もぜひ続けてほしい。

(3) 取り組みの効果

イベント等の担い手不足の解消をしたい運営側と、地域活動にボランティアとして参加したい側のマッチングをすることで、住民の社会参加を促進するとともに、その受け皿となる地域の活動を活性化する相乗効果を生み出している。

【参考資料等】

江戸川区提供資料

江戸川区ホームページ

産業観光企業委員会

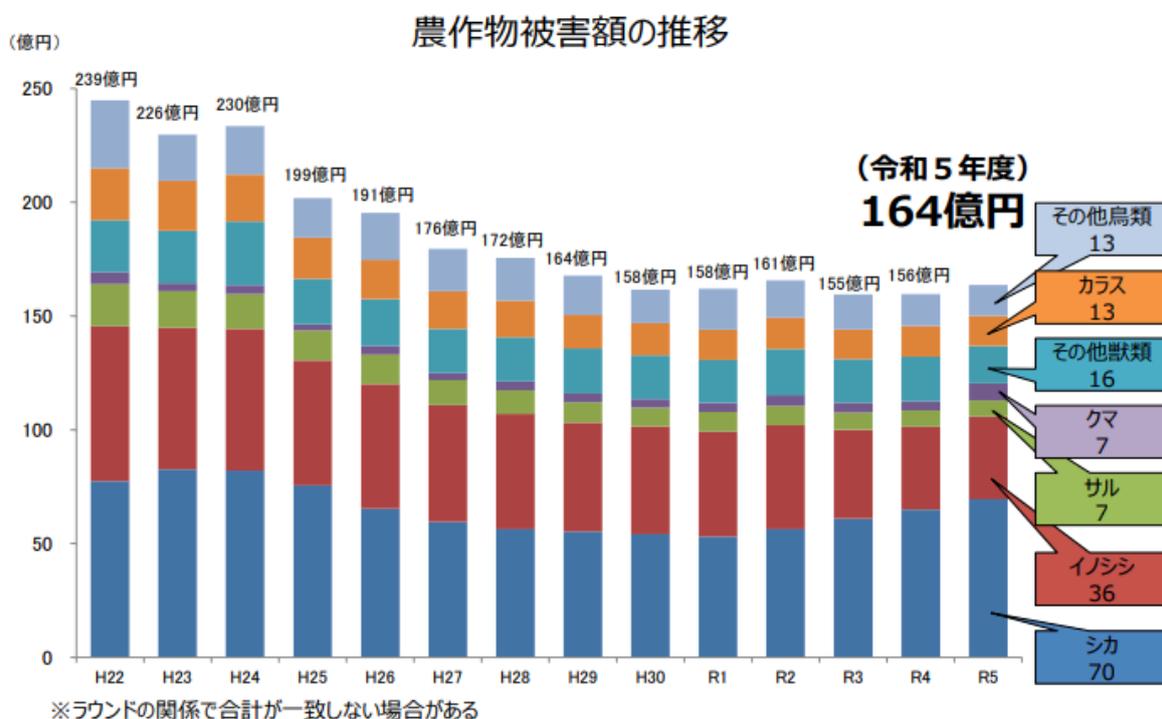
No.	項 目	概 要	頁
I	<p>ドローンを活用した鳥獣対策 (神奈川県秦野市)</p> <p>人口：159,466人 事業開始：令和2年度</p>	<p>鳥獣被害対策に重点的に取り組む地域を選定し、ドローンを用いて撮影した空中撮影画像とわなの位置等の各種情報を合成した被害対策地図のGISソフトを業務委託により作成。農業者をはじめ地域住民や関係機関等が一体となって被害対策の検討に用いることで、地域の実情に合わせた地域ぐるみの鳥獣対策を実施している。</p>	59
II	<p>金沢未来のまち創造館 (石川県金沢市)</p> <p>人口：446,137人 事業開始：令和3年度</p>	<p>最先端技術を活用した新たなビジネスや食・工芸の付加価値の創出と子どもたちの独創力の育成を図るため、統合した小学校の旧校舎を改築して金沢未来のまち創造館を令和3年8月に開設した。2階コワーキングスペースと多目的室に5G環境を整備したほか、デジタル分野の技術・技能等を持つ民間人材の配置やキャッシュレス決済システムの導入を実施した。また、施設内に設けた交流カフェや創作スタジオ、研究室等も活用しながら、様々な事業に取り組んでいる。</p>	66

I ドローンを活用した鳥獣対策（神奈川県秦野市）

1 鳥獣被害の現状

(1) 全国の状況

わが国において、令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は164億円（対前年度+8.0億円）、また森林の被害面積は全国で年間約5千ha（令和5年度）と依然として高い水準にある。鳥獣被害は、営農意欲の減退につながるほか、耕作放棄・離農の増加、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしているとされている。



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

(2) 秦野市の状況

秦野市においても、農業や生活環境における鳥獣被害は深刻な問題となっており、令和5年度の被害額は34,611千円と前年度比134%増加している。また、鳥獣別の被害状況ではイノシシが一番多く、次いでニホンジカ、鳥類となっている。

年度	被害面積	被害金額
令和4年度	5.09 h a	25,722千円
令和5年度	8.37 h a	34,611千円

〈鳥獣別被害状況（令和5年度）〉

- ・イノシシ：16,098千円
- ・ニホンジカ：11,919千円
- ・ハクビシン・アライグマ等：3,123千円
- ・鳥類：3,457千円

2 鳥獣被害対策の3本柱

鳥獣被害対策は、「個体群管理」「侵入防止対策」「生息環境管理」の3本柱が基本であり、この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右している。



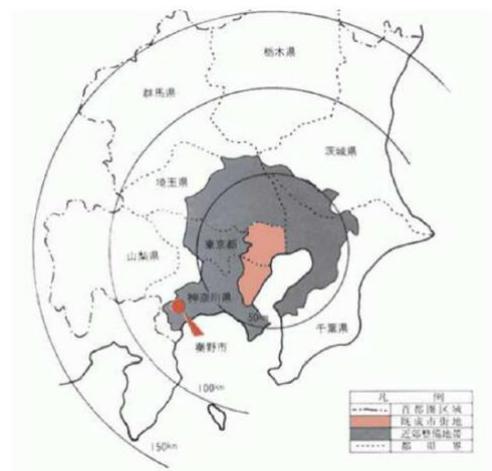
鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、農林水産省では、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が策定した被害防止計画に基づき、総合的な取り組みを行うことに対して支援するとともに、被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進を図ることとしている。このような中、ICT等を活用して、効率的な被害対策をする試みが実施されている。

3 秦野市の鳥獣対策

秦野市は、神奈川県の中核都市の西部に位置し、東部は伊勢原市、西部は松田町、大井町、南部は中井町、平塚市、北部は厚木市、清川村、山北町に接している。

市域は東西約13.6km、面積は103.76km²で、県内19市中5位の広さを持つ都市である。

鳥獣による農業被害や住宅付近への出没が確認されている状況の中、秦野市鳥獣被害防止計画に基づいて、JAはだのが猟友会に依頼し実施している銃器による駆除や農業者のわな等による「捕獲」、農業者・地域の生産組合による電気柵・防護ネット設置等の「防除」、ドローンを活用した重点対策での刈払いなどによる「環境整備」、といった



東京からは約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離

3つの基本施策を市と農業者、農協、猟友会等が連携し、被害軽減に向けて総合的に取り組んでいる。

鳥獣対策の一環として地域での取り組みをより推進するため、被害の「見える化」をすることで、効果的・持続可能な対策を実施していくため、ドローンを活用した鳥獣対策を行っている。

(1) 秦野市農地・担い手の概要

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	168,142人	168,317人	170,145人	167,378人	164,961人
農業戸数	1,669戸	1,505戸	1,475戸	1,376戸	984戸
農業産出額	23.8億円	21.5億円	23.1億円	27億円	24.6億円
経営耕地面積	959ha	682ha	661ha	595ha	427ha
荒廃農地面積	※124ha	※126ha	44ha(H24)	38ha(H28)	61.13ha

※H12 H17は耕作放棄地

(2) 鳥獣対策の基本施策

① 捕獲（鳥獣の捕獲に関する取り組み）

捕獲とは、銃器やわなによる加害個体を捕獲する取り組みのことである。

〈捕獲総数（令和5年度（）内は前年）〉

実施主体	ニホンジカ	イノシシ
J A はだの	167頭 (146頭)	54頭 (130頭)
市	42頭 (45頭)	5頭 (7頭)

ア 銃器

a 秦野市農協が申請→猟友会が実施

b 市が申請 →秦野市鳥獣対策実施隊が実施

（事務局：市農業振興課農業支援・鳥獣担当）

イ わな

農業者：箱わな（大） 91基

箱わな（中） 260基

くくりわな 55基

市直営：くくりわな 30基



② 防除（鳥獣から農地・農作物を守る取り組み）

防除とは、農林業や人身に対する被害発生の原因やプロセスを解明し、様々な被害防止技術（侵入防止柵の設置や住宅地からの追い払い等）により被害の軽減を図る取り組みのことである。

ア 広域獣害防護柵

秦野市全域で約24kmのワイヤーメッシュ柵を整備（県が設置）。

点検・補修（市予算：県補助あり）



イ 地域防護柵 総延長約70km

生産組合等から要望があった地区に、ネットや電気柵を支給。

（市予算：県補助あり（1/2））（特措法交付金）



ウ 個人防護柵

市：ワイヤーメッシュ柵、金網柵、防鳥ネット等の購入費用を補助

（補助率：1/2）

J A：電気柵の購入を補助

4 ドローンを活用した重点対策事業

(1) 目的

ドローンで撮影した空中撮影画像や現地調査地図等をもとに被害対策地図を作成し、地図の活用により課題や対策等各種情報を「見える化」することにより、対策の加速化を図る。

ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣被害対策に重点的に取り組む3地域を秦野市鳥獣被害対策重点取組地域に選定し、地域ぐるみの鳥獣対策を推進する。

(2) 予算・決算（実績等）

導入時のドローン購入費（特措法による国交付金）900千円

被害地図作成委託費（R5決算） 1,210千円（市単独予算）

(3) 取り組み内容

市、県鳥獣被害対策支援センター、地域などが役割分担をし、地域ぐるみの鳥獣対策体制を構築。3組織を中心に農協や自治会など地域全体で鳥獣対策を実施している。

① 被害対策地図の作成

ドローンを用いて撮影した空中撮影画像と、わなの位置等の各種情報を合成した被害対策地図のGISソフトを委託業者により作成する。

その結果、防護柵（電気柵・WM柵設置状況）、藪や放置果樹の位置などの農地管理状況、鳥獣侵入経路、捕獲わな設置状況を確認することができ、対策をとるべき箇所が明確となった。



② 鳥獣被害対策勉強会の実施

市は、県鳥獣被害対策専門員に講師を依頼し、鳥獣被害対策勉強会を実施。作成地図をもとに、地域の現状を把握し、対策を地域勉強会で検討する。環境整備場所や防護柵設置場所を勉強会で決定する。



③ 地域ぐるみの鳥獣対策の実施

勉強会での対策を実施。

- ・藪払い（生産組合や農協・市職員）
- ・放棄果樹の伐採（クマ対策）
- ・捕獲わな・防護柵（個人・地域）の設置等



〈対策中〉



〈対策後〉



ドローン空撮による現地調査



ドローン夜間飛行による出没調査

対策を行った地域について、センサーカメラの設置や夜間のドローン撮影を行うことで、取り組みの効果検証を行っている。

5 成果と今後の取り組み

「① 被害対策地図の作成」、「② 鳥獣被害対策勉強会の実施」、「③ 地域ぐるみの鳥獣対策の実施」と実施することで、地域の現状や課題を把握し、共有することができる。効果を「見える化」することで、地域の意識醸成につながり、継続的な対策実施につながっている。

今後においても計画的に取り組み地域を増やし、農地を含む集落環境診断等の調査結果を踏まえ、農業者のみならず、地域住民や関係機関と連携した防護体制を整えるとともに、里山整備や耕作放棄地の解消など地域と連携して鳥獣を近づけない環境づくりを継続していくこととしている。

【参考資料等】

秦野市提供資料

秦野市ホームページ

農林水産省ホームページ

II 金沢未来のまち創造館（石川県金沢市）

スタートアップに関する施設や、子育てに関する施設、食に関する施設など、個々の目的を持った創造拠点は全国で他にも存在するが、金沢未来のまち創造館はそれらの3つの機能を持ち、連携させる複合施設である。

「スタートアップ・新ビジネス創出」、「子供の独創力育成」、「食の価値創造」を3つの柱に事業活動を展開し、金沢市における新たな産業の創出と未来で活躍する人材の輩出を図ることを目的とした、官民連携型の価値創造拠点施設である。

金沢市が管理運営を行い、3つの事業活動は、公募型プロポーザルにより選定された一般社団法人C L Lが担っている。

1 金沢未来のまち創造館ができるまで

(1) 旧野町小学校

「金沢未来のまち創造館」は廃校になった野町小学校を活用して作られた。野町小学校は、明治5年8月に「第二大学区 第一中学区 第八区学校」として創立。翌、明治6年3月に、校名を「壺番小学校」と改称し、明治7年3月には、現在の第一善隣館保育所の地に移転し、「野町小学校」と改称した。そして、明治24年6月、現在の地に校舎を新築。

これまでの卒業生は約2万人に上り、金沢の三文豪である室生犀星をはじめ、社会の各分野に、数多くの有為の人材を輩出してきた。

時代の移り変わりとともに児童数が減少し、学校規模の適正化により、子供達の教育環境を向上させるため、隣接する「弥生小学校」と統合することとなり、平成26年3月、142年の歴史に幕を下ろした。

(2) 本施設・施策の位置づけ

平成25年3月に策定した「世界の「交流拠点都市金沢」をめざして」では、技術力に裏打ちされた新たな産業の創出を重点方針に位置づけている。

平成30年10月に策定した「新産業創出ビジョン」において、その最重要プロジェクトとして、「既存の市有施設を活用した、新たな価値創造拠点の整備」を掲げ、多くの方々からの意見を踏まえ、旧野町小学校の校舎を活用し、新たな拠点を整備することを決め、令和2年7月、工事に着手し、3年4月に公募型プロポーザルで募集した結果、一般社団法人C L Lが選定され、同年8月に、「金沢未来のまち創造館」が開館した。



(3) 改修にかかる総事業費

約10億3,000万円で、財源の内訳は、国の社会資本整備総合交付金が4億6,500万円、公共事業債が4億1,400万円、一般財源が1億5,100万円となっている。

改修費用の他にかけた主な費用は、施設に導入した設備や備品に1,000万円程度。

2 施設の概要

名称	金沢未来のまち創造館
所在地	金沢市野町3丁目11番1号（旧野町小学校）
構造	既存部分：鉄筋コンクリート4階建て 増築部分：鉄骨造4階建て
延床面積	3,967.33㎡
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日まで ※オフィス、シェアオフィス、研究室は24時間365日利用可能
供用開始	令和3年8月8日

(1) 整備方針

① 重要伝統的建造物群保存地区との調和

野町地区は、寺町寺院群に象徴される重要伝統的建造物群保存地区にあり、その環境に調和した落ち着いた色調を基本に整備し、増築部分には木質の格子や庇（ひさし）、屋根を設置した。

② 既存設備の有効活用

小学校の校舎であったことから、子供達が使っていた黒板や棚を、可能な限り再利用したほか、既存の間仕切りに木材を用いるなど、開放的で温かみのある内部空間を創出した。

③ 「場」と「室」の空間づくり

産学官による共同活動を促す開放的な「場（ば）」と、子供や大学・企業の研究者、料理職人などが、それぞれ集中力を高め、創造を進化させる空間となる「室（しつ）」を意識した配置とした。

(2) 活動事業

① 価値創造拠点施設のめざす姿

1. AI・IoT等の最先端技術の応用
2. 共創・成長する共同体の形成によるビジネスの創出
3. 独創的で卓越した知識・技能を持つ子供の育成

金沢市新産業創出ビジョンに掲げた「価値創造拠点施設」のめざす姿を上記の3つを掲げ、そのうえで、歴史に裏打ちされた「文化のまち」において、第4次産業革命の新

たな世界を拓く子供や大学・企業の研究者などに「未来のまち」の場を提供することにより、世界の「交流拠点都市」金沢の象徴としての役割を牽引する施設とした。

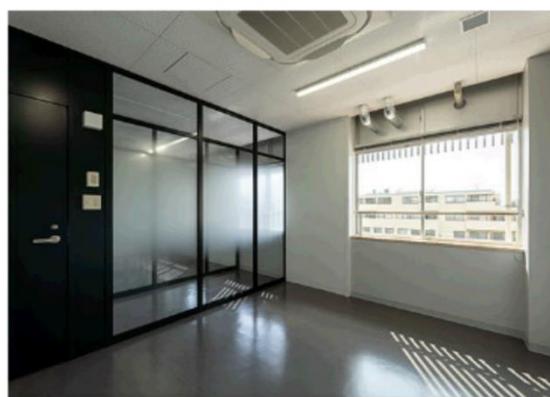
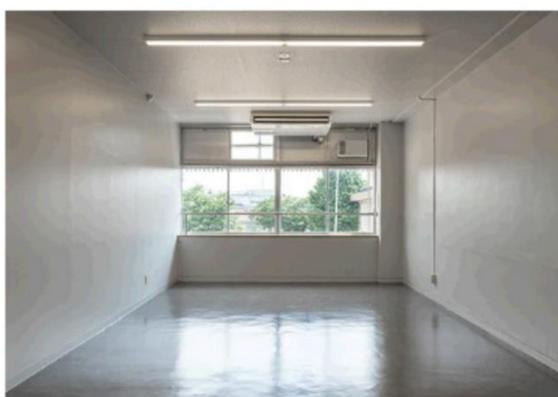
3 3つの事業

(1) スタートアップ・新ビジネス創出事業

利用するのは2階、このフロアを「起業のまち」と呼び、貸しオフィスやシェアオフィスのほか、コワーキングスペースや多目的室を設け、事業発表会や商談会、ワークショップ、技術交流会などの開催を通じ、最先端技術を活用した新たなビジネスや食・工芸の付加価値の創造をめざす人たちを支援している。

また、コワーキングスペースと多目的室には、ICT技術を活用した地域資源の創出に向けて連携協定を締結しているNTTドコモ北陸支社の協力により、次世代通信規格「5G」環境を整備している。

① 貸しオフィス（6室）



※写真は一例です

対象：次のいずれにも該当する方

- ・新たに事業を行おうとする方、事業を開始してから3年未満である方又は既存の事業を行っている方で新分野に進出しようとする方
- ・その事業が最先端技術を活用して新たなビジネスを展開するもの、食と工芸に付加価値を生み出すものその他これらに類するもの

使用期限：1年更新（最長3年間）

使用料／月額

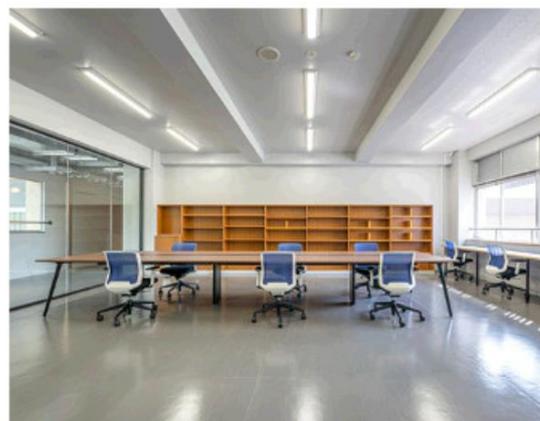
オフィス1 (32.0m ²)	オフィス2 (32.0m ²)	オフィス3 (13.4m ²)	オフィス4 (13.4m ²)	オフィス5 (13.4m ²)	オフィス6 (13.4m ²)
40,000円	40,000円	16,750円	16,750円	16,750円	16,750円

※カッコ内は面積

・敷金、共益費等不要。光熱水費は使用料に含む。

設備：無線LAN（Wi-Fi 6対応） ※無料

② シェアオフィス（1室・定員10名）



対象：次のいずれにも該当する方

- ・新たに事業を行おうとする方、事業を開始してから3年未満である方又は既存の事業を行っている方で新分野に進出しようとする方
- ・その事業が最先端技術を活用して新たなビジネスを展開するもの、食と工芸に付加価値を生み出すものその他これらに類するもの

使用期限：1年更新（最長3年間）

使用料／月額

シェアオフィス (64.0m ²)
8,000円

※カッコ内は面積

・敷金、共益費等不要。光熱水費は使用料に含む。

設備：無線LAN（Wi-Fi 6対応） ※無料

③ コワーキングスペース

金沢の未来を創造しようとする人が集まる共創の場。起業支援や事業相談を行うとともに、定期的にイベントを開催し、起業家間のコミュニティの醸成を図る。



開室時間：9:00～21:00（年末年始除く）※利用には事前登録が必要。

利用料金：無料

④ 多目的室 (広さ：172㎡)



主な設備：机、イス、プロジェクター、ホワイトボード、音響設備ほか
使用料金

午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:00)	全日 (9:00~21:00)
2,150円	2,880円	2,150円	7,180円

利用実績

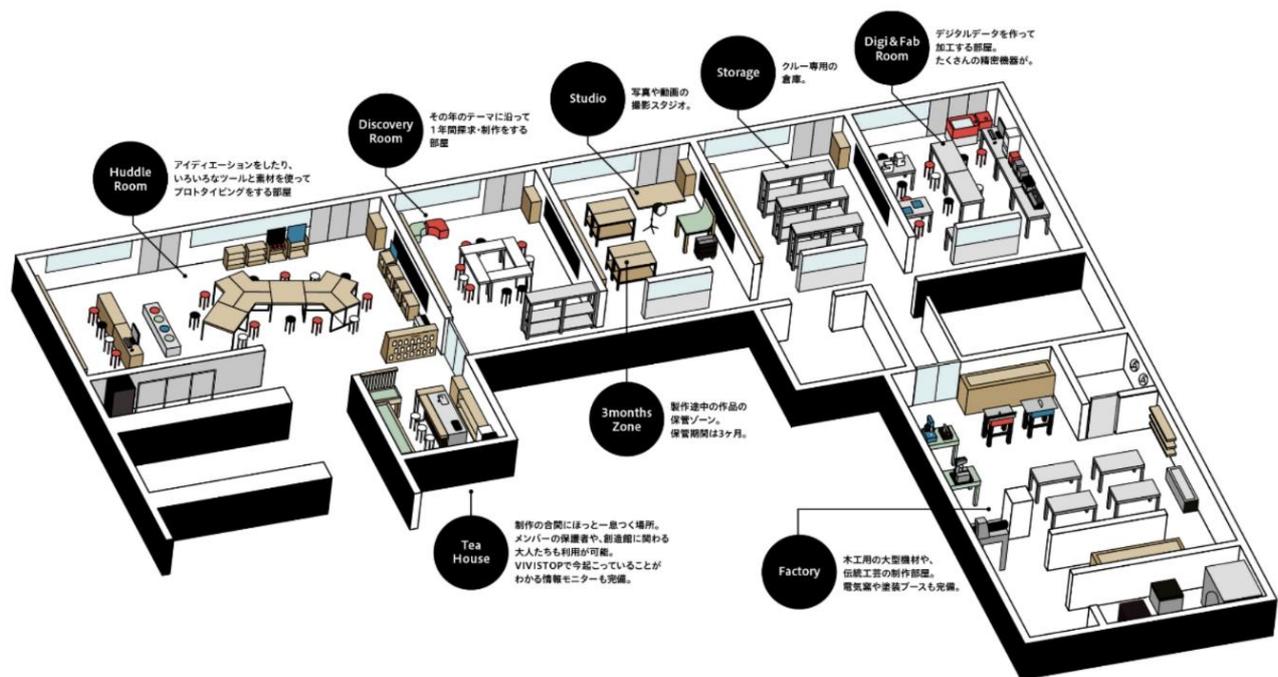
- ・銀行や投資家を対象とした事業構想発表会の開催
- ・入居者が開発した製品等の発表及び商談会の開催
- ・国内の第一線で活躍する人材を招いたワークショップの開催
- ・国内外で活躍するスタートアップや作り手との技術交流の実施 など

(2) 「子供の独創力育成事業」

利用するのは3階、このフロアを「好奇心のまち」と呼び、音楽・映像・食・工芸などをテーマに、子供の興味やアイデアを広げる活動を展開している。

子供達が興味を持ったテーマを探求するプロジェクト活動や発表会を通じ、子供の独創力を育成し、将来を担う人材の育成をめざすことを目的としている。





○ 創作・工作スタジオ

主な設備 楽器やカメラ、モニターのほか、3Dプリンターやレーザー加工機、電気窯などを設置

利用実績

- ・音楽・映像・工芸などをテーマとした子供達の興味やアイデアを広げる事業の実施
- ・子供達がテーマを追求するプロジェクト活動の実施
- ・プロジェクト活動成果発表会の開催 など

(3) 食の価値創造事業

利用するフロアは4階、このフロアを「食文化のまち」と呼び、複数の調理台と最新の調理機器を設置した調理室、調理研究室を設けている。料理職人の技術伝承や新たな調理法の開発により、食の持つ可能性を探究するほか、フードテックの講演会や食品ロス削減の意識啓発活動などを通じ、金沢の食文化を発展させるとともに、世界のこれからの食の豊かさの創造を目指すことを目的としている。

○ 事業内容

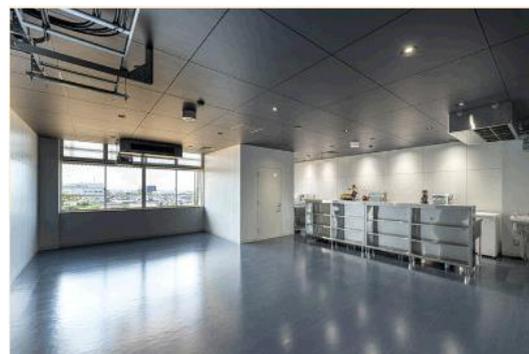
- ① レシピアーカイブ：伝統的な料理の技法から家庭のレシピまで、さまざまなジャンルにおける創作データを蓄積し、食文化の発展のために活用することを目指す。
- ② 食の自由研究：最新の高度な調理機器や多様な食材を準備し、多方面の研究に対応できる環境を提供しています。開発された技法やレシピを世界に向けて共有していくことで、更なる食の発展に繋げることを目指す。
- ③ 誰もが食を楽しめる機会の拡大：広く一般の方々に向けて、開発の過程や食の専門家の技術、考え方に触れる機会を提供し、食の価値や楽しみを新たに発見するきっかけを創出する。

○ 施設

- ① 調理室：あらゆるジャンルに対応した専門的な料理研究を行うことができる。ジョスパーオーブン（炭のオーブン）、パコジェット（冷凍粉碎調理器）、ガストロバック（減圧調理器）など、最新の調理設備を揃えている。



- ② 飲料研究室：ドリンクの研究に特化した研究室。遠心分離機、低温蒸留器などの設備を揃えている。



- ③ 製菓研究室：菓子の研究に特化した研究室。発酵機、平釜オーブン、コンベクションオーブンなどの設備を揃えている。



○ 利用実績

- ・ 伝統料理の調理法のデータ化、職人技術の記録・アーカイブ化
- ・ プロの料理人を対象とした技術指導講座の開催
- ・ 最新の調理機器を活用した新たな調理方法やメニューの開発
- ・ 交流カフェの運営
- ・ フードテックに関する講演会やワークショップの開催
- ・ 料理人の食品ロス削減の意識啓発 など

(4) その他

1階は「食文化のまち」で開発されたメニューの試食会、「好奇心のまち」で作られた子供達の作品の展示、「起業のまち」から生まれた新しい製品やサービスの体験など、3つの活動事業で生まれた様々なアイデアを多くの方々と共有し、みんなの声をこれからの活動に活かす「交流の場」としている。

4 成果と課題

(1) 成果

当初（令和3年度～）はコロナ禍でなかなか交流を進めることができなかったが、少しずつ利用者が増えてきている。各事業においても、大きな成果には至ってはいないものの今後の芽となっていく事業が出始めた。また、各3事業での連携による創造館ならではの事業も実施し始めているところである。

(2) 課題

多目的室の利用率は、令和3年度が30%程度、令和5年度が40%程度で徐々に増加しているが、まだまだ市民への周知が足りないところである。また、大きな成長の事例を未だ創出できていない。

【参考資料等】

金沢市提供資料

金沢市市ホームページ

建設消防委員会

No.	項目	概要	頁
I	空き家ワンストップ相談窓口 構築事業 (東京都八王子市) 人口：561,740人 事業開始：令和4年度	八王子市は、空き家件数が増加傾向にあり、令和4年10月に市内の不動産団体と連携した空き家ワンストップ相談窓口「住まいの活用相談所（住まカツ）」を開設するなど、空き家対策に取り組んでいる。なお、本事業は国土交通省の「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」にもなっている。	75
II	デイトタイム救急隊の導入 (宮城県仙台市) 人口：1,066,963人 事業開始：令和4年度	仙台市は、午前8時から午後6時までの救急出動件数が全体の6割を占めていることから、救急要請が多い日中時間帯に対応できるよう、令和4年4月から日中に限定したデイトタイム救急隊を運用開始している。導入により育児や介護などの理由で救急の現場を離れた職員の受け皿にもなっている。	84

I 空き家ワンストップ相談窓口構築事業（東京都八王子市）

1 全国及び八王子市の空き家の状況

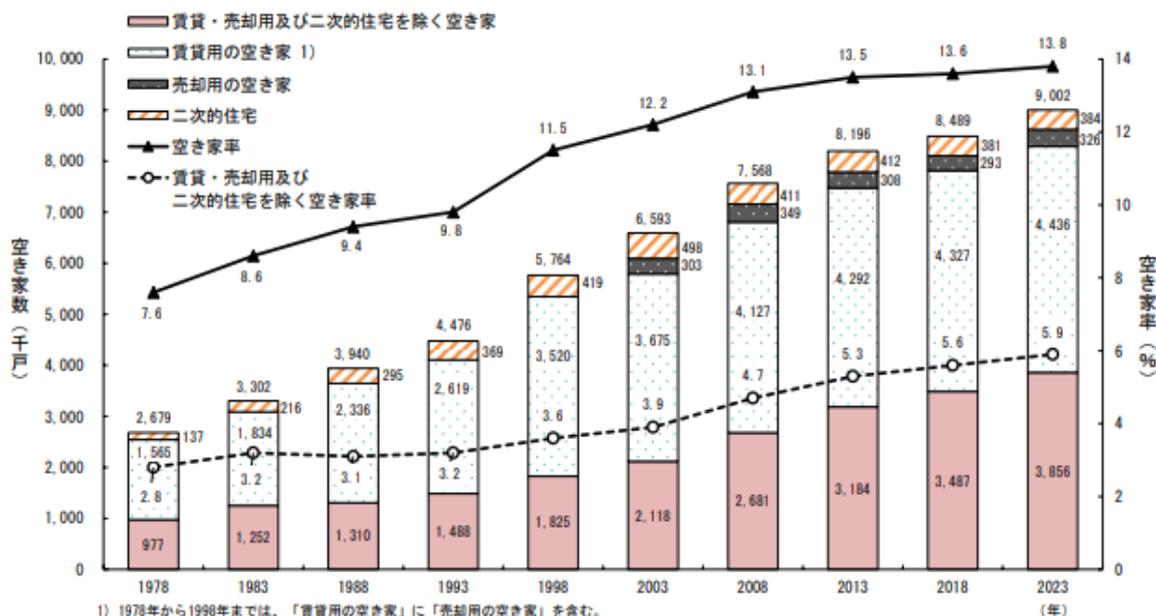
(1) 全国の状況

わが国では、人口減少等を背景にして全国的に空き家が増加しており、総住宅数のうち、2023年における空き家は900万2千戸であり、2018年の848万9千戸と比べ、51万3千戸の増加で過去最多となっており、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は13.8%と、2018年（13.6%）から0.2ポイント上昇し、過去最高となっている。

空き家数の推移をみると、これまで一貫して増加が続いており、1993年から2023年までの30年間で約2倍となっている。空き家数のうち、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は385万6千戸と、2018年と比べ、36万9千戸の増加となっており、総住宅数に占める割合は5.9%となっている。

空き家はそのまま放置されることにより、老朽化し危険な状態となる、害獣が棲み着く、街の景観を悪化させるというように、安全、衛生、景観面等において周囲に様々な問題をもたらすこととなる。

図 2-1 空き家数及び空き家率の推移—全国（1978年～2023年）



(2) 八王子市の状況

都内で屈指の面積と人口を誇る八王子市は、産業の発展とともに多くの人でにぎわってきた中心市街地、ベッドタウンとして計画的に開発されたニュータウン、豊かな自然に囲まれた周辺部など様々な地域の特性を持つ。一方、空き家件数については、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、戸建て住宅団地を中心に年々増加傾向にあったため、その増加を防ぐための効果的な空き家対策が求められていた。

そこで、令和3年度に空き家総合実態調査を実施したところ、空き家所有者においては、「家財の処分方法や費用などの確認」「空き家予防のための情報収集」「専門家への相談」等が対応しておくことが望ましい事項（空き家所有者が「しておけば良かった」と後悔した割合）となっていることが判明した。

<参考> 対応しておくことが望ましい事項(空き家所有者が「しておけば良かった」と後悔した割合順)

引継ぎの備え	空き家所有 後悔割合	居住者		
		予定無	予定有・ (している)	
I 家財の処分方法や費用などの確認	46.0%	37.5%	58.0% (4.4%)	(1)居住者へ具体的な 行動を促す支援が 必要な事項
II 空き家予防のための情報収集	42.6%	59.1%	37.6% (3.3%)	
III 専門家への相談	34.7%	65.5%	30.4% (4.1%)	(2)居住者へ周知が必 要な事項
IV 相続手続きや税金などの情報収集	34.7%	27.3%	59.5% (13.1%)	
V 土地・建物の価格(相場)の確認	33.3%	35.1%	50.6% (14.3%)	(3)居住者への周知 のきっかけとな る事項
VI エンディングノートの作成	30.4%	39.7%	54.4% (5.9%)	
VII 登記事項の確認・整理	22.6%	25.5%	43.6% (30.9%)	
VIII 建物のメンテナンス・リフォーム	21.3%	19.7%	36.6% (43.7%)	
IX 親族間での相続に関する話し合い	20.0%	17.3%	61.6% (21.1%)	
X 所有者の判断能力が低下した際に 利用できる制度についての情報収集	19.6%	48.3%	43.4% (8.3%)	
XI 遺言書の作成	15.4%	45.3%	47.8% (6.9%)	
XII 維持・管理する人の確保	14.6%	47.5%	37.2% (15.2%)	

また、八王子市議会（※）のほか、法務、不動産、建築などの各専門家団体が参加する「八王子市空き家等対策懇談会」においても、相続や売却など多岐にわたる空き家に関する相談について、一括して対応できる窓口の必要性について言及されていた。

このことから、空き家の発生抑制及び利活用の促進を図るため、空き家及び居住中の方の住まいに関する悩みごと等の解消へ向けて、地元不動産団体と事業協定を締結の上、専門的かつ地域の実情に即した提案・助言ができる体制を整備し、八王子市空き家ワンストップ相談窓口「住まいの活用相談所（略称：住まカツ）」を令和4年10月1日に開設した。

※「都市づくり・ニュータウン対策特別委員会」において、「空き家・空き店舗の有効活用」に関する議論（平成29年7月10日～令和元年1月29日）がなされ一括して対応できる窓口の設置を提案された。

八王子市の空き家状況（平成20～30年）

調査年	住宅総数	空き家数 (全体)	うち一戸建 空き家数	空き家率 (空き家数/ 総数)	一戸建空き家率 (一戸建空き家 / 総数)
平成20年	260,340	27,960	5,550	10.7%	2.1%
平成25年	281,300	28,980	5,900	10.3%	2.1%
平成30年	289,050	35,170	6,110	12.2%	2.1%

出典：住宅・土地統計調査

2 空き家ワンストップ相談窓口構築事業の概要

(1) 事業概要

- ① 空き家ワンストップ相談窓口の開設
- ② 周知啓発用刊行物の作成
- ③ 空き家対策出張セミナー&相談会の実施
- ④ 空き家マッチング支援事業の体制整備

(2) 事業の特徴

- ① 市内の戸建住宅居住者及び空き家所有者を対象とした、住まいの活用方法等に対する悩みを無料で相談できる窓口の開設
- ② 空き家ワンストップ相談窓口の事務局として、市内に所在する不動産団体と事業協定を締結
- ③ 弁護士や行政書士等の各種専門家の意見を踏まえた、空き家問題や空き家ワンストップ相談窓口を周知啓発するための刊行物の作成
- ④ 今後空き家の更なる増加が見込まれる市内の戸建住宅団地において、空き家対策出張セミナー&相談会を実施
- ⑤ 空き家の利活用方法の一つとして、「空き家マッチング支援事業」の体制整備

(3) 予算等

(単位：円)

令和4年度	予算額	決算額	主な委託内容
空き家ワンストップ相談窓口開設業務委託	3,200,000	2,860,000	・相談窓口開設支援 ・周知用チラシの作成 ・住まい版エンディングノート「住まいの活用ノート」の作成 ・空き家問題周知用動画作成

「令和4年度住宅市場を活用した空き家対策モデル事業※」を活用（国補助：10/10）

(2)②に掲載の事業協定に係る支出等なし

※全国における空き家対策を加速化するため、空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取り組み、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取り組みについて支援を行い、その成果の全国への展開を図る事業

3 空き家ワンストップ相談窓口「住まいの活用相談所（住まカツ）」の概要

(1) 住まカツへの相談例

- ・将来、自宅の引継ぎが心配(子どもたちに迷惑をかけたくない)。
- ・実家を相続したけれども、何か有効な活用方法はないの？
- ・長期入院などで不在になったとき、この家はどうやって管理したらいいの？

(2) 利用対象者

八王子市内に物件をお持ちで、空き家の所有者等（相続予定者含む）や、住まいの継承・利活用等でお悩みの方

(3) 相談の流れ



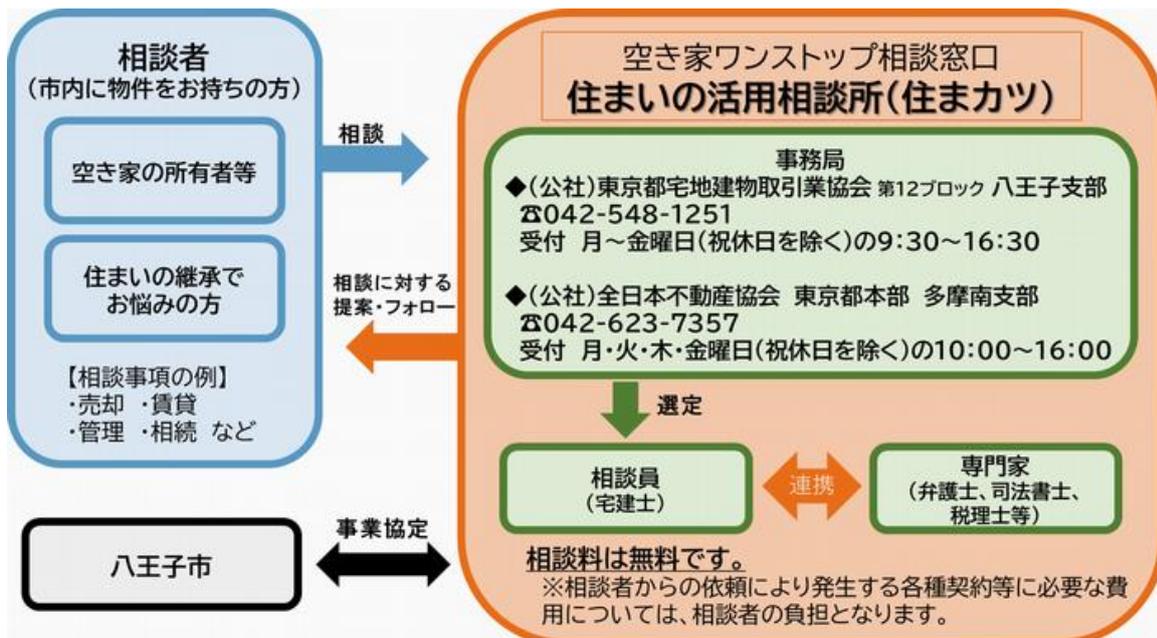
- ① まずは、住まカツ事務局(連絡先は表面参照)までご連絡ください。
- ② 事務局が相談内容等をお伺いし、対応する相談員を選定します。
- ③ 相談員が電話・来店・出張等により相談に応じます。

(4) 事業協定先

- ① 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会（第12ブロック八王子支部）
- ② 公益社団法人 全日本不動産協会（東京都本部多摩南支部）

(5) 事業のイメージ

これまで、空き家問題の対応については、複数の部署にまたがっていたが、窓口を委任して一括して対応していく。



(6) 開設日

令和4年10月1日

(7) 相談に伴う費用

無料。ただし、相談者の依頼により発生する各種契約等に必要な費用については、相談者の負担とする。

4 住まカツへの相談数の推移

(令和4年10月1日～6年11月30日時点)

(1) 年度別相談件数

年度	空き家		居住中	
	新規相談件数	解決件数	新規相談件数	解決件数
令和4年度	12	9	4	2
令和5年度	32	21	11	8
令和6年度	24	18	3	8
計	68	48	18	12

(2) 解決内訳

年度	売買	賃貸	助言	その他
令和4年度	0	0	11	0
令和5年度	2	1	25	1
令和6年度	2	0	16	2
計	4	1	52	3

5 その他の空き家対策の各事業の取り組み状況

(1) 未耐震空き家除却支援補助金

① 事業概要

耐震性がない空き家について、空き家の除却による安全・安心の確保及び宅地の流通を促進するため空き家の除却にかかる費用の一部を補助

除却工事にかかる経費の3分の2以内を助成（上限金額：100万円）

② 事業開始

令和3年9月1日

③ 申請件数

年度	申請件数
令和3年度	0
令和4年度	7
令和5年度	5
令和6年度	4

(2) 空き家利活用促進整備補助金

① 事業概要

空き家所有者等が、交流施設、体験・学習施設、ベンチャービジネスの拠点その他の地域活性化に資する施設にするために行う改修工事に要する費用の一部を補助
補助対象工事費の3分の2以内を助成（上限金額：100万円）

② 事業開始

平成28年7月15日

③ 申請件数

制度開始以降の申請なし

(3) 空き家マッチング支援事業（※空き家ワンストップ相談窓口構築事業で体制整備）

① 事業概要

近年、地域活動を行っている団体から、活動の場として空き家を探している旨の問い合わせ及び、空き家所有者から「今は売却できないが、地域のために空き家を提供したい」といった趣旨の問い合わせが増加していた。そこで、地域のための活動の場を必要としている団体等を「利用希望者」として、地域のために空き家の提供を考えている空き家所有者等を「空き家所有者」として登録し、市が公開するマッチングサイト（市HP）上で登録情報を公開。希望する相手方とのマッチングを支援する。

② 事業開始

令和5年2月1日

③ 申請件数

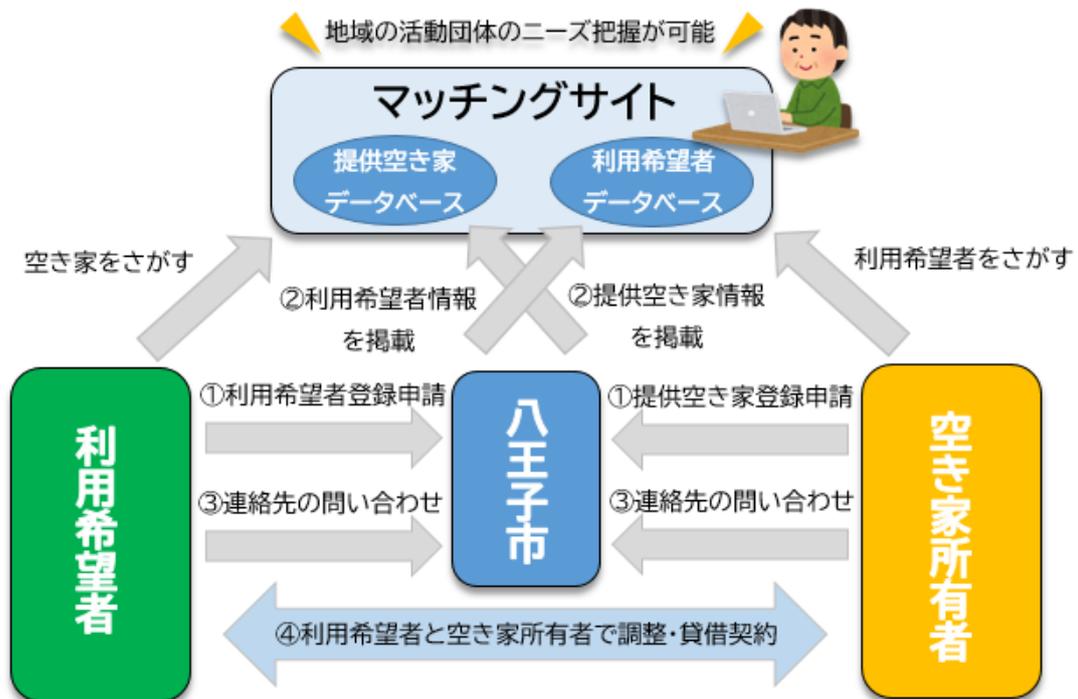
年度	申請件数	
	空き家所有者	利用希望者
令和4年度	0	2
令和5年度	2	11
令和6年度	0	6

<参考> マッチングサイト上での登録件数（令和6年12月10日時点）

空き家所有者：1件

利用希望者：16件





(4) 空き家対策セミナー（※空き家ワンストップ相談窓口構築事業で体制整備）

- ① 空き家の増加が懸念される市内3カ所の戸建て住宅団地において、空き家問題の現状や空き家ワンストップ相談窓口をはじめとする本市が実施する空き家関連施策の周知を目的として実施している。

空き家の発生を抑制するために、円滑な相続や売却、賃貸等の活用方法などを専門家が説明するセミナーを定期的で開催している。

セミナーの参加者から空き家問題に対する意見を伺い、「住まいの活用ノート」の内容に反映させることとした。

② 全体空き家セミナー

年度	開催件数	参加者数
令和4年度	1	31
令和5年度	2	95
令和6年度	1	27

③ 出張空き家セミナー

年度	開催件数	参加者数
令和4年度	3	33
令和5年度	2	40
令和6年度	2	41

(5) その他

- ① 住まいの活用相談所の案内文を固定資産税納税通知書同封書類に掲載（令和5年度より実施）

- ② 担当課で実施している空き家に関する支援制度の案内文を空き家所有者及び将来空き家となる可能性の高い家屋居住者へ送付
 (令和5年度に実施した八王子市住まいに関するデータを活用した空き家調査及び利活用促進業務に基づき実施)

6 課題及び今後の予定

- (1) 住まいの活用相談所を開設したことで、自宅や実家の活用方法等について不安を抱えた所有者等の相談先ができたことにより、一定の効果を上げている。

住宅総数が増えている中で、空き家数は平成30年の35,170件から令和5年は33,650件へ1,520件減少しており、一戸建空き家は平成30年の6,110件から令和5年の5,110件へ減少、空き家率は平成30年の12.2%から令和5年は10.9%へ1.3ポイント減少、一戸建て空き家率も0.4ポイント減少している。

八王子市の空き家状況(平成30年～令和5年)

調査年	住宅総数	空き家数 (全体)	うち一戸建 空き家数	空き家率 (空き家数 ／ 総数)	一戸建空き家率 (一戸建空き家 ／ 総数)
平成30年	289,050	35,170	6,110	12.2%	2.1%
令和5年	303,470	33,650	5,110	10.9%	1.7%

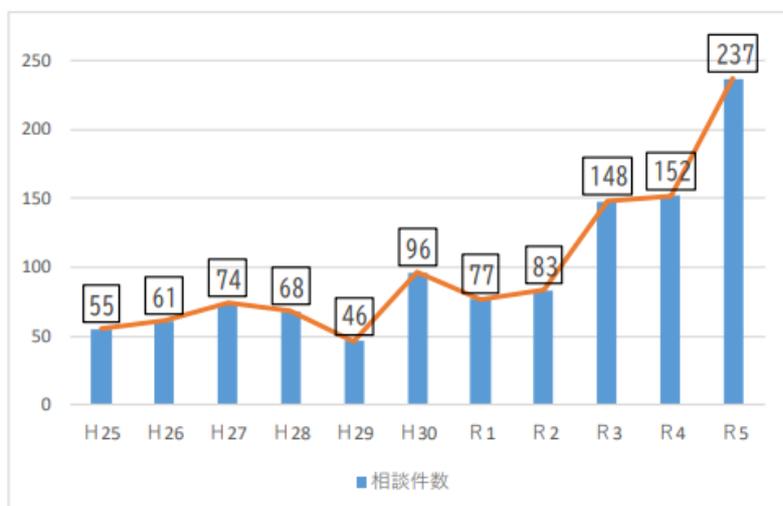
出典：住宅・土地統計調査

しかしながら、相談所の利用件数は昨年度と比較して減少傾向にあることから、より利用しやすい制度とするために、相談体制の定期的な見直しや、相談内容に応じた利用者のニーズを分析していく必要がある。また、空き家問題に対する意識を効果的に市民に広く醸成するため、効果的な周知活動を継続して実施する必要がある。

これまで八王子市が実施してきた空き家対策セミナーやアンケート調査によると、空き家所有者の中には、自ら除却費用や売却費用をインターネットで調べて、活用方法を検討したいとするニーズがあることが判明しており、このことから、土地売却や解体費用の算出シミュレーションができるアプリ等のデジタルツールとの連携を模索し、当該アプリの利用者が住まいの活用相談所の利用に移行できるような支援を検討していくとのことであった。

- (2) 相談所における課題以外にも、草木繁茂を主とした管理不全な空き家に関する相談件数は年々上昇しており、相談対応に係る業務負担が増加し対応が遅れるケースも発生している。課題解決のためには、専門家の伴走支援が必要かつPFIを推進していく観点から、管理不全な空き家への相談対応については、これまで以上に民間事業者等へのアウトソーシングを検討していきたいと考えているとのことであった。

<参考> 管理不全な空き家に関する相談件数



【参考資料等】

八王子市提供資料

八王子市ホームページ

II デイタイム救急隊の導入（宮城県仙台市）

1 全国の救急状況とデイタイム救急隊導入の動き

総務省消防庁によると、令和5年の救急車の出動件数は、4年比5.7%増の763万8,558件で、過去最多を更新しており、20年間で約1.5倍になっている。高齢化で急な体調不良を訴える患者が増えているほか、救急車をタクシー代わりに使う患者もいて、搬送者の半数近くが入院不要の軽症だったという。

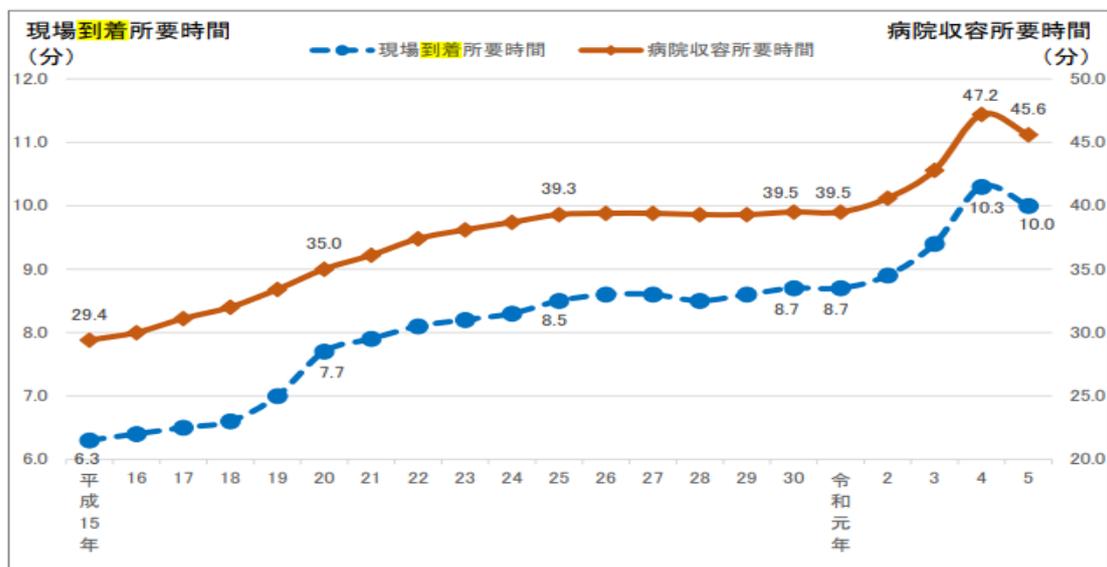
表1 救急自動車、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数及び搬送人員の推移

区分	救急出動件数					搬送人員				
	全出動件数		増加数 前年比 (%)	うち		全搬送人員		増加数 前年比 (%)	うち	
	うち 救急自動車に よる 件数	うち 消防防災ヘリに よる 件数		うち 救急自動車に よる 人員	うち 消防防災ヘリに よる 人員	うち 救急自動車に よる 増加数 前年比 (%)	うち 救急自動車に よる 増加数 前年比 (%)			
令和元年	6,642,772	6,639,767	3,005	34,431 (0.5)	34,554 (0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645 (0.3)	17,713 (0.3)
令和2年	5,935,694	5,933,277	2,417	▲707,078 (▲10.6)	▲706,490 (▲10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	▲684,531 (▲11.4)	▲684,178 (▲11.4)
令和3年	6,196,069	6,193,581	2,488	260,375 (4.4)	260,304 (4.4)	5,493,658	5,491,744	1,914	197,931 (3.7)	197,914 (3.7)
令和4年	7,232,118	7,229,572	2,546	1,036,049 (16.7)	1,035,991 (16.7)	6,219,299	6,217,283	2,016	725,641 (13.2)	725,539 (13.2)
令和5年	7,640,987	7,638,558	2,429	408,869 (5.7)	408,986 (5.7)	6,643,379	6,641,420	1,959	424,080 (6.8)	424,137 (6.8)

(注) 各年とも1月から12月までの数値である。

救急車の現場到着所要時間も延びており、令和4年は前年から0.9分延び、過去最長の10.3分であり、20年前の6.3分から4分も遅れている。また、4年の搬送最多時間帯は午前10時～正午であり、午前8時から午後6時までに搬送人員の約6割が集中していた。5年は全国平均が約10.0分であり、4年よりは0.3分短縮しているが、過去2番目の長さであった。消防庁は「出動が増加して、最寄りの救急隊が現場に向かえないケースが増えた」と分析している。

図11 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

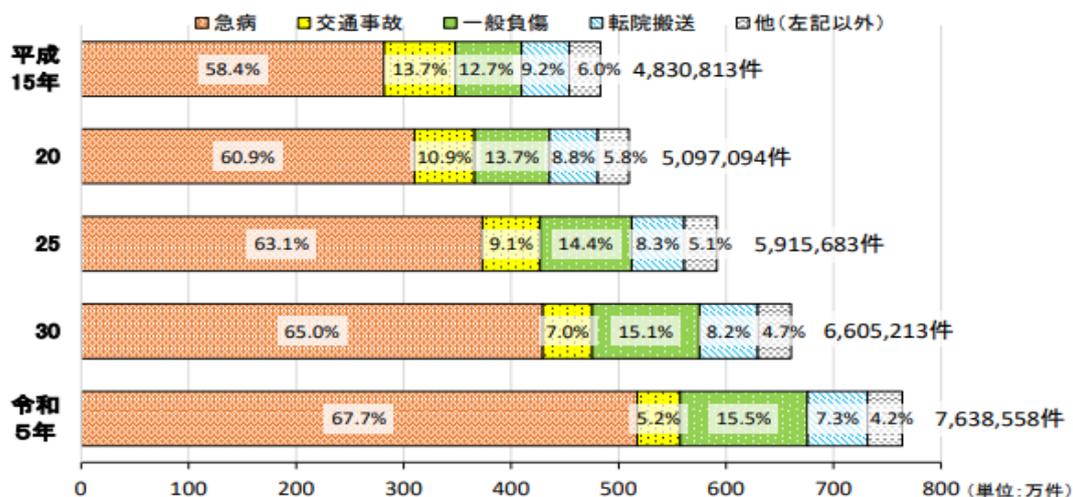


※東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

そこで、高齢化もあり増え続ける搬送依頼に対応し、また、働き方改革につなげるため日勤の救急隊の導入が進んでいる。

日勤の救急隊は、令和6年4月現在で全国の95消防本部（全体の13%に相当）で計125隊が活動しており、これまで救急現場は24時間勤務が原則であったが、人手不足が続く中、育児や介護中の職員、定年退職後の再任用職員を活用できる「平日昼間のみ勤務」が課題の解決策として注目され、全国に広まっている。また、現場到着までの時間が短縮されるといった成果も上がっている。

図4 事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 鹿児島市の救急状況

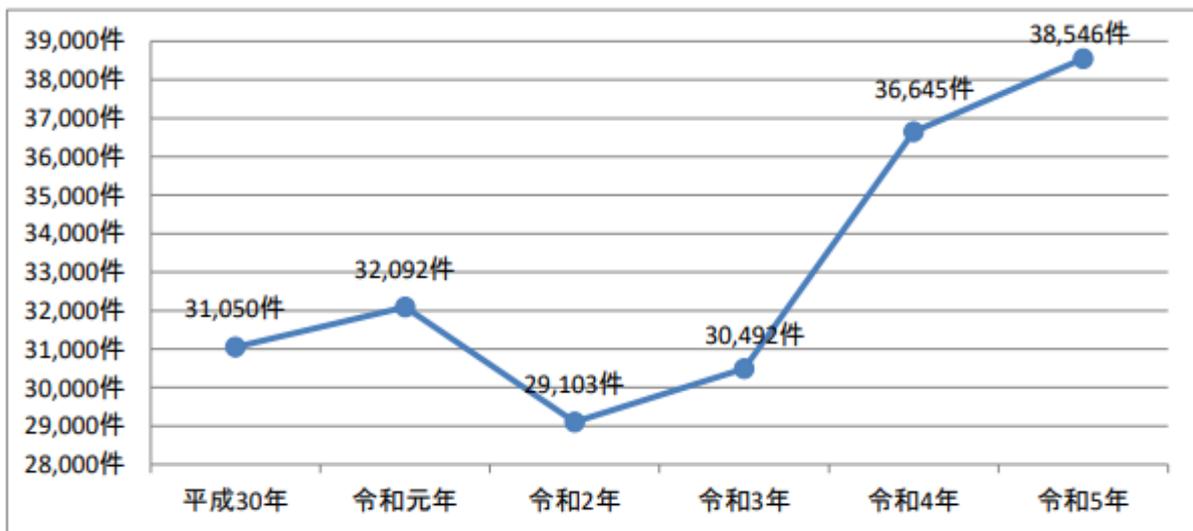
本市の救急業務は、令和5年中は、38,546件出場し、33,456人を医療機関へ搬送している。救急出場の事故種別は、急病が最も多く 25,876件で全体の67.1%を占めており、次いで一般負傷が5,350件(13.9%)、転院搬送が3,699件(9.6%)、交通事故が1,899件(4.9%)と続いている。

一日の最多出場件数は176件で最少出場件数は67件となっており、1日当たりの平均出場件数は約105.6件で、約14分に1回出場し、市民の18人に1人が救急自動車で搬送されている計算になる。

5年前の平成30年中の救急出場件数と比較すると、約1.24倍となっている。

また、令和6年は出場件数が38,648件、救急搬送者が34,412人となっており、5年から102件、956人増加しており、著しい増加傾向にある。

< 鹿児島市の救急出場件数の推移 >

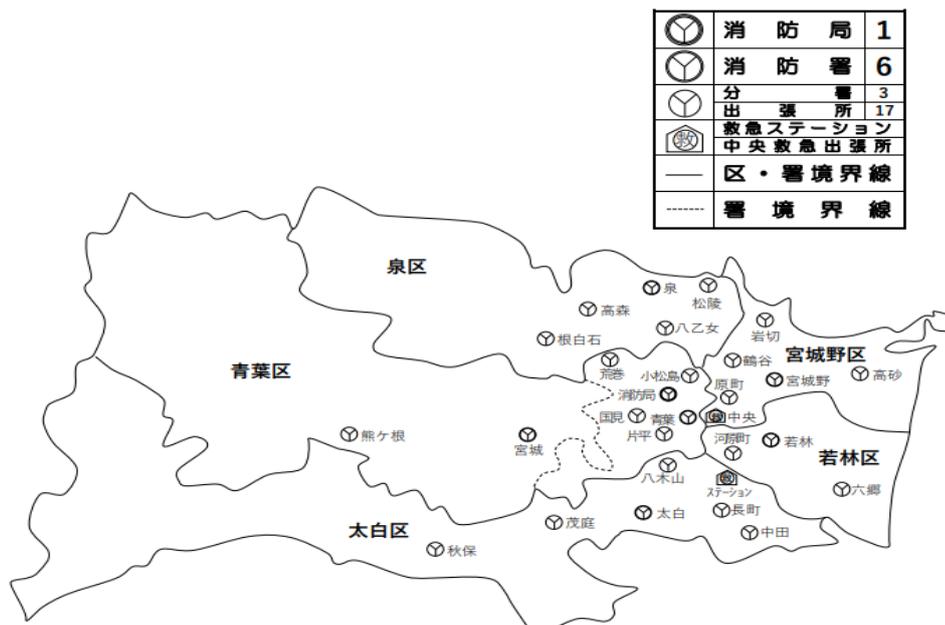


3 仙台市が事業を導入した背景、経緯、目的

仙台市青葉区の青葉消防署の出動件数は、令和元年に過去最多の6,369件を記録。令和3年も5,028件と高止まりが続いている。昼間の人口が多い仙台市中心部を管轄していることから日中の救急搬送が多く、午前10時から正午までが最多の672件に上っている。また、午前8時から午後6時まででは2,917件と、全体の6割を占めている。

計画的な増隊はしているものの、それ以上に救急需要の増加傾向が著しく、現場到着時間が延伸していた。特に救急需要の高い日中及び市内中心地域への対応として、必要となる人員確保や施設整備などの面から、効率的かつ効果的な増隊策として、デイトタイム救急隊を導入することとした。

図-1 仙台市消防局・消防署等の配置 (令和6年4月1日現在)



令和4年4月から、救急需要の急増した場合でもより迅速な対応ができるようにということで、日中だけに限定したデイトタイム救急隊を青葉消防署に導入したところ、副次的な効果として、家庭の事情等を理由に夜間勤務が困難な職員でも救急隊員として従事が可能となり、資格や経験の有効活用と多様な働き方の推進への寄与も期待されている。

事故種別出場件数及び搬送人員

区 分	令 和 5 年		令 和 4 年		出場件数増減	
	出 場 件 数	搬 送 人 員	出 場 件 数	搬 送 人 員		
合 計	64,830	54,266	60,737	50,073	4,093	
火 災	206	39	154	24	52	
自 然 災 害	4	4	57	48	-53	
水 難	10	1	16	5	-6	
交 通	2,633	2,384	2,793	2,495	-160	
労 働 災 害	581	551	470	448	111	
運 動 競 技	330	326	270	263	60	
一 般 負 傷	8,574	7,558	7,923	6,886	651	
加 害	222	144	234	152	-12	
自 損 行 為	806	554	669	481	137	
急 病	44,179	37,388	41,192	34,263	2,987	
その他	転院搬送	5,343	5,317	5,040	5,008	303
	医師搬送	795		729		66
	資器材搬送	7		12		-5
	そ の 他	1,140		1,178		-38
対 前 年 比 (%)	6.7	8.4	16.8	11.3		

4 救急隊・デイトタイム救急隊員数の推移

これまで、将来的な救急需要予測等を行い、救急需要の増加に合わせた計画的な増隊を図っており、令和4年4月から初めてのデイトタイム救急隊を青葉消防署（青葉区）で運用開始した。6年4月に2隊目のデイトタイム救急隊を中央救急出張所（宮城野区）で運用開始し、現在は計29隊まで増隊して活動している。

<救急件数と救急隊数等の推移>

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	48,065	48,363	49,816	52,538	54,816	48,649	52,002	60,737	64,830	—
隊数 (内デイ)	24	24	25	26	26	27	27	28 (1)	28 (1)	29 (2)
隊員数 (内デイ)	202	202	212	224	230	240	245	257 (4)	260 (4)	265 (8)

5 予算・決算（人件費の推移等）の主な概要

(1) 人件費等

フルタイム救急隊1隊の増隊運用には、通常は10名の人員配置（定員10名増）が必要なところであるが、デイトタイム救急隊では4名の人員配置（定員4名増）で運用が可能であり、過去2隊のデイトタイム増隊時は4名配置で対応している。

(2) 施設・設備関係

救急隊1隊の増隊に必要な物件費等（車両・資機材、指令システム改修等）についてはフルタイム・デイトタイムとも基本的に同様であるが、デイトタイム救急隊は仮眠室の整備が不要であり、執務室・車両のスペースの融通が可能な既存庁舎に配置することにより増築を要しない。そのため、令和4年度の導入時には、フルタイム救急隊の増隊ケース（増築不要）と比較すると、概算で約1,700万円の施設整備費用の削減となった。

(3) 国や県からの補助金等の有無など財源の状況

一般的な救急隊整備同様、車両購入等において地方債等を活用しているが、デイトタイム救急隊導入を対象とした補助金等はないものと認識している。

6 事業開始後の運用状況、成果、課題、今後の予定等

(1) デイトタイム救急隊年間出場件数

	令和4年 (4月～12月)	令和5年	令和6年 (11/30現在速報値)
デイトタイム救急隊① (令和4.4導入)	702	952	860
デイトタイム救急隊② (令和6.4導入)			564 (令和6.4～)

(2) 導入の成果、課題

市内の救急要請は、8時から20時までの12時間で全体の約3分の2を占めており、その中でも特に救急要請が多い日中時間帯・市中心部においてデイトタイム救急隊を運用することで、救急需要対策に高い効果を得ている。

救急件数の増加やコロナ禍の影響もあり市全体の救急搬送時間が延伸しているため、導入に係る具体の効果を経年で算出することは困難だが、デイトタイム救急隊は令和5年実績で年間952件、1日平均で約4件出場しており、市中心部を管轄する他の救急隊の出場件数も一定程度抑制されていることから、救急需要への対応及び市中心部救急隊の負担軽減に、一定寄与している。

時間帯別事故種別出場件数

(令和5年中)

時間	急病	一般負傷	転院	交通	その他	合計	時間	急病	一般負傷	転院	交通	その他	合計
0~2	2,511	362	64	85	243	3,265	12~14	4,589	967	1,153	294	453	7,456
2~4	2,022	252	44	45	202	2,565	14~16	4,309	996	818	275	436	6,834
4~6	2,003	255	59	43	160	2,520	16~18	4,211	941	810	383	387	6,732
6~8	3,214	550	45	206	265	4,280	18~20	4,476	898	325	372	394	6,465
8~10	4,749	1,078	479	358	401	7,065	20~22	4,145	762	187	175	358	5,627
10~12	4,819	1,010	1,220	305	480	7,834	22~24	3,131	503	139	92	322	4,187
							合計	44,179	8,574	5,343	2,633	4,101	64,830

一方で、デイトタイム救急隊を運用していない夕方以降に救急要請が集中した際や、土日祝日における救急需要への対応が課題となっている。

曜日別事故種別出場件数

(令和5年中)

区分	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	合計
合計	9,077	9,755	9,337	8,994	9,171	9,431	9,065	64,830
急病	6,622	6,592	6,266	6,080	6,167	6,220	6,232	44,179
一般負傷	1,253	1,224	1,243	1,222	1,198	1,193	1,241	8,574
転院	285	956	896	755	845	1,001	605	5,343
交通	294	399	346	387	405	425	377	2,633
その他	623	584	586	550	556	592	610	4,101

(3) デイトタイム救急隊員の声

- ・ 家族との時間を過ごすのが、仕事のモチベーションの一つにもなっている。いずれは救急救命士として、隊長として隊を率いて24時間勤務でもデイトタイムでも活動していきたい。
- ・ 子育ての間、24時間の交代制勤務、救急現場で救急救命士という資格を生かした業務に就くことが難しかった。再び救急隊員として活動できることにとっても誇りを持っている。
- ・ 選択肢が増えること、自分の能力も十分に発揮できる場所が増えるのは組織として良いことだと思う。



(4) 今後の予定

今後については、近年の救急隊の増隊や各般の救急需要対策による効果の検証を行うとともに、救急需要の動向を適切に捉えながら、必要な救急体制の検討を行っていく方向である。

【参考資料等】

仙台市提供資料

仙台市ホームページ

総務省消防庁「令和6年版 救急・救助の現況」

≪政務調査レポート項目一覧≫

発行番号	リポ ー ト 項 目
VOL. 1 平成9年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策の現状と課題 ・公的介護保険について ・公営交通バス事業の現状等について ・分権の時代におけるまちづくり ・余裕教室の有効活用について
VOL. 2 平成10年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・市内LANについて ・ごみ問題について ・路面電車等都市交通の課題等について ・人に優しい「バリアフリーのまちづくり」 ・生涯学習社会の実現をめざして
VOL. 3 平成11年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けて ・ISO14001の認証取得における地方自治体の施策の推進について ・商店街の活性化について《中心市街地の活性化に向けて》 ・自然との共生～『エコシティ』を目指して ・子どもたちの今とこれから
VOL. 4 平成12年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化時代の行政運営について ・地方自治体におけるNPO施策の在り方について ・都市農業の可能性《新農基法との関わり》 ・自転車とまちの共生について ・「総合的な学習の時間」について
VOL. 5 平成13年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体とIT ・循環型社会の形成について ・都市の観光振興について ・住宅に関するトラブル解決に向けて ・新しい学校づくりを目指して
VOL. 6 平成14年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI施策における自治体のあり方 ・ドメスティック・バイオレンス問題～その本質と根絶への取り組み～ ・地域の自立に向けた産業の振興 ・都市景観形成のあり方 ・地域に根ざした学校運営
VOL. 7 平成15年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査制度の現状と今後 ・少子化社会とその対策 ・高速交通網の整備と地域振興 ・公園整備と緑化政策 ・個に応じた学校教育
VOL. 8 平成15年12月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーの導入に向けて ・21世紀における国民健康づくり運動 ・構造改革特区による地域経済活性化 ・ユニバーサルデザインへの取り組み ・完全学校週5日制に伴う取り組みと課題
VOL. 9 平成17年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・交通円滑化に対する取り組み ・市民と協働のまちづくり ・九州新幹線開業と本市観光の振興 ・美しい都市景観を目指して ・不登校の改善に向けて

発行番号	リポート項目
VOL.10 平成18年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等に対する消防体制の整備 ・安心安全なまちづくりに向けて ・農業・農村地域振興への取り組み ・まちづくり交付金制度の概要と活用 ・学校教育をめぐる動き
VOL.11 平成19年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革について ・少子化対策について ・中心市街地活性化への取り組みについて ・景観条例について ・登下校時の子どもの安全確保について
VOL.12 平成20年1月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の適正化 ・発達障害者支援の取り組み ・自治体病院のあり方 ・都市の浸水対策 ・子どもの居場所づくり
VOL.13 平成21年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員確保に向けた取り組み ・自殺対策 ・雇用対策の取り組み ・住宅政策 ・学校における食育の推進
VOL.14 平成22年1月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・未収債権回収への強化策 ・食育の取り組み ・グリーンツーリズムの取り組み ・自転車のまちづくり ・学校施設における省エネルギー対策
VOL.15 平成23年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併の総括 ・子育て支援 ・九州新幹線を活かした新しい観光振興 ・緑の基本計画 ・再生可能エネルギー導入拡大に向けて
VOL.16 平成24年2月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体のICT化の取り組み ・災害時の情報連絡体制 ・就農支援の取り組み ・動物園リニューアルの取り組み ・学校施設の耐震化
VOL.17 平成25年1月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・九州・山口近代化産業遺産群の世界文化遺産登録への取り組み ・男女共同参画社会へ向けた取り組み ・路面電車を生かしたまちづくり ・橋りょう長寿命化修繕計画とコスト縮減 ・防災教育の取り組み
VOL.18 平成26年1月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・行政広報の取り組み ・セーフコミュニティの取り組み ・撮影誘致の取り組み ・空き家等の適正管理に関する条例とその対策 ・公立図書館の現状と指定管理者制度

発行番号	リポート項目
VOL. 19 平成27年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の取り組み ・暴力団排除の取り組み ・ジオパーク推進の取り組み ・自転車利用環境整備の取り組み ・教育におけるICTの活用
VOL. 20 平成28年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・投票率向上の取り組み ・犬猫の殺処分減の先進的な取り組み ・スポーツツーリズムの推進 ・コンパクトシティのまちづくり ・不登校児童生徒の支援
VOL. 21 平成29年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・定住・移住促進への取り組み ・保育士確保の取り組み ・大河ドラマ放映に伴う観光客誘客 ・都市の良好な景観形成への取り組み ・学力向上の取り組み
VOL. 22 平成30年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの救急体制 ・地域コミュニティの取り組み ・ドローンを活用した産業振興 ・空き家等対策の推進 ・コミュニティサイクルの取り組み
VOL. 23 平成31年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ○総務消防委員会 移動期日前投票所（車）の取り組み、公債権・私債権の一元管理、公共施設マネジメントの取り組み（総合型データベース） ○市民健康福祉委員会 犯罪被害者等支援条例の制定、タブレット等を活用した「簡単ゆびナビ窓口システム」、マイナンバーカードを活用した取り組み ○産業観光企業委員会 シニア世代を対象としたハローワーク設置、道後オンセナート、市バス停留所状況確認システム等の混雑緩和の取り組み ○建設委員会 無電柱化条例の制定、道路管理の民間包括委託、空き家の早期発見・活用事業、総合的な空き家相談窓口開設モデル事業 ○環境文教委員会 環境家計簿アプリの配信、3R推進サイト「モッタイナイキッチン」、英語留学施設「くらぶち英語村」、電子図書室の取り組み
VOL. 24 令和2年3月発行	<ul style="list-style-type: none"> ○総務消防委員会 救助現場へのドローン導入、全ての投票所を「共通投票所」に、マイナ入札の取り組み ○市民健康福祉委員会 仮設住宅にトレーラーハウス、禁煙支援事業、買い物でリハビリ ○産業観光企業委員会 観光ガイドに避難手順、電子通貨基金の“地産地消”で経済とコミュニティを活性化、農繁期の人手不足対策として農家と企業のマッチング実施、観光、防災に活用、市電をWi-Fi化 ○建設委員会 次世代下宿「京都ソリデール」事業、都市公園における公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、所有者不明等の空き家の財産管理人制度活用モデル事業、道路・公園等の不具合をLINEで通報 ○環境文教委員会 フードシェア・マイレージの取り組み、梨剪定枝のバイオマス発電への活用、学校給食費の公会計化の取り組み

発行番号	リポート項目
VOL. 25 令和3年3月発行	<p>○総務環境委員会 国家戦略特区でマイカー輸送、紙おむつをペレット燃料に、レジ袋提供禁止条例、債権回収 弁護士に一括委託</p> <p>○防災福祉こども委員会 市民の終活を支援、A Iが子育ての質問に会話形式で回答、0歳児家庭サポート事業「よちよち応援隊」、フレイル予防への取り組み</p> <p>○市民文教委員会 文化芸術関係者への支援、A Iを用いたいじめ事例の予測分析、学校らくらく連絡システムの導入</p> <p>○産業観光企業委員会 投資会社と連動、交付金 研究開発型ベンチャー支援、ほしい物リスト公開、小松市民病院の患者再来受付、A Iで顔パス診察券いらず、テレワークの取り組み</p> <p>○建設消防委員会 A I等を活用した道路日常パトロール新システム導入、災害現場映像通報システム、消防用設備点検結果報告率の向上に向けた、官学連携での点検アプリ開発</p>
VOL. 26 令和4年3月発行	<p>○総務環境委員会 地域公共交通計画と自動運転バスの導入、新都市若者会議、食品ロス削減マッチングサービス</p> <p>○防災福祉こども委員会 防犯カメラで見守り、子どもの貧困対策事業、遠隔手話サービス</p> <p>○市民文教委員会 町内会応援事業所制度、鳥取市芸術家バンク、ネットいじめ対策、市立夜間中学の開設</p> <p>○産業観光企業委員会 eスポ熱 旭川から発信、駆除した害獣次の命に 屠体給餌の取り組み、商店街と事業者をマッチング、上下水道A Iで安定運用</p> <p>○建設消防委員会 空き家調査アプリ『空き家しらべーたー』の開発、運転免許証自主返納者へ放置自転車の無償譲渡、ドローン仕様の消防指揮車を消防団に配備</p>
VOL. 27 令和5年3月発行	<p>○総務環境委員会 ハイブリッド型デマンド運行バスで交通空白地域解消へ、マイボトル促進へ給水機の設置拡大、生ごみ等減量促進事業</p> <p>○防災福祉こども委員会 水再生循環型ポータブルシャワーキット、「オンライン保活」支援、認知症の人材バンク設立、こども・若者ケアラー支援部署の設置と対策</p> <p>○市民文教委員会 テレビ会議システムを利用した市民相談・必要書類の確認、廃校後の校舎を活用した英語で生活する山村留学、給食のアレルギー情報をLINEで配信</p> <p>○産業観光企業委員会 副業での就農拡大ネクストファーマー制度、起業・創業支援の取り組み、水道料金収納業務のコスト削減</p> <p>○建設消防委員会 にぎわい空間づくりの推進、分譲マンションの管理状況の見える化、ESCO事業方式による道路照明灯LED化の取り組み、消防隊による災害現場動画撮影</p>

発行番号	リポート項目
VOL.28 令和6年3月発行	<p>○総務環境委員会 あなたが使える制度お知らせサービス～For You～、循環型社会実現に向けた「廃棄物・資源物収集のDX」、ペルソナマーケティングを活用した人口減少対策、出張行政サービス「お出かけ市役所」</p> <p>○防災福祉子ども委員会 認知症対策「神戸モデル」、健康ポイントアプリ「あるこ」を活用した健康寿命の延伸、睡眠リズムの見える化で高齢者の安心な暮らしを支援、LINEで保育所の入所申請</p> <p>○市民文教委員会 若い女性をSNSで支援、寄付された施設を生かしアーティスト支援、仮想空間の学校へ行こう 不登校支援、水泳授業環境整備事業</p> <p>○産業観光企業委員会 スタートアップビザ制度による外国人創業活動の促進、後継者不足農園の園地継承円滑化システム、持続可能な観光振興のための宿泊税の導入、官民連携によるマイクロ水力発電の導入</p> <p>○建設消防委員会 コミュニティパーク事業、子どもたちのアイデアを活かしたインクルーシブ公園、DIY型空き家リノベーション事業、VR消防教育訓練シミュレーションシステム</p>

鹿児島市議会事務局

令和7年3月27日発行

No. 29 号